

1 議事日程（3日目）

[平成21年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成21年9月8日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (14)	1. 安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについて (1) 御笠川沿いの連歌屋公民館、大町公民館、五条公民館については危険性が高いので災害時の避難場所の変更はできないのか。 (2) 消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合できる道路にできないのか。(4m道路を最低5mに) (3) 13億円の地域再生事業で積極的に道路整備に使用できないのか。
2	長谷川 公成 (3)	1. 高雄公園(仮称)について (1) 周辺道路について (2) 防犯対策について (3) 大雨時について (4) 進捗状況について (5) 遊具等の設置について
3	中林 宗樹 (8)	1. 7月豪雨災害被災の今後の対策について (1) 三条三丁目の山地崩落について (2) 高尾川氾濫について 2. ごみの対策について (1) ごみの減量対策について (2) ごみの不法投棄対策について 3. 商工業振興策について 商工会では、この度のプレミアム付き商品券事業を再度計画しているが、市はどのように考えているか伺う。
4	藤井 雅之 (2)	1. 環境行政について (1) ペットボトルキャップのリサイクルについて (2) 地上デジタル放送の受信障害への対応策について 2. 子育て支援策について 本年7月1日より解禁された幼児二人を乗せた3人乗り自転車に

		<p>ついて何う</p> <p>① 市独自のレンタル制度導入</p> <p>② 乗り方などの安全対策の対応策実施</p> <p>3. 情報教育について</p> <p>市内の小中学校では、子供たちの携帯電話の校内への持ち込みは禁止であるが、「所有」は禁止されていない。</p> <p>インターネットいじめや架空請求詐欺など、携帯電話を所有することによって子供たちが巻き込まれる恐れのあるトラブル防止策について何う。</p>
5	武藤哲志 (19)	<p>1. 水道料金等審議会について</p> <p>今日まで再三の質問により水道料金の引き下げを要求してきた。そこで、市長は下水道使用料も含め、太宰府市水道料金等審議会条例を10月から施行するようにしているが、どのように審議会に諮問するか明らかにされたい。</p> <p>また、将来を見据え、近隣ダムの水利権取得をしているが、人口増が見込めず、松川、大佐野ダムの浄水施設の見直しも必要と思われるが、回答を求める。</p> <p>2. 男女平等雇用機会均等法に基づく女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定について</p> <p>太宰府市には女性管理職、とくに部・課長の方々が少ない状況であるが、任命権者として、女性職員の任命及び職員の勤務、職務査定について来年度からはどのように実施するのか明らかにされたい。</p>
6	門田直樹 (9)	<p>1. 国分台地区の防災対策について</p> <p>治山ダムが既設、増設ともに土石で埋まっている。しゅんせつをするか新たにダムを設けるか、対策が必要である。また、雨水排水は平成15年の水害後一部改善されたが、最も大きな被害が出た上流部は依然小さな径の導水管のみで7月下旬の大雨では用をなさなかった。</p> <p>同地区における防災対策並びに国分地域にある5カ所のため池の管理と責任の所在について何う。</p> <p>2. 学校での国旗掲揚について</p> <p>先ごろの総務文教常任委員会による市内11校の学校視察では、①屋外での日章旗の掲揚、降納のあり方がまちまちで、②体育館正面の国旗の状態も汚れが目立つものがある。</p> <p>①については、誰がいつ行っているのか。②については、購入新設の時期をそれぞれ各学校ごとに明示していただきたい。</p> <p>新学習指導要領では、道徳教育で愛国心を育むことや国歌を歌え</p>

		<p>るよう指導することなどが明記された。公教育で身につけるべき当然の指導内容と考えるが、学校現場できちんとした国旗の管理を行うことがまずもって必要である。教育長の考えを伺う。</p>
--	--	--

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	6番 力丸義行 議員
7番 橋本健 議員	8番 中林宗樹 議員
9番 門田直樹 議員	10番 小柳道枝 議員
11番 安部啓治 議員	12番 大田勝義 議員
13番 清水章一 議員	14番 安部陽 議員
15番 佐伯修 議員	16番 村山弘行 議員
17番 田川武茂 議員	19番 武藤哲志 議員
20番 不老光幸 議員	

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 福廣和美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 木村甚治
協働のまち推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 松田幸夫
健康福祉部長 松永栄人	建設経済部長 新納照文
会計管理者併上下水道部長 宮原勝美	教育部長 山田純裕
総務課長 大藪勝一	経営企画課長 今泉憲治
協働のまち推進課長 諫山博美	市民課長 木村和美
環境課長 篠原司	人権政策課長兼人権センター所長 蛭川二三雄
福祉課長 宮原仁	高齢者支援課長 古野洋敏
子育て支援課長 原田治親	都市整備課長 神原稔
建設産業課長 伊藤勝義	上下水道課長 松本芳生
教務課長 木村裕子	学校教育課長 小嶋禎二
監査委員事務局長 井上義昭	

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松島健二	議事課長 田中利雄
書記 浅井武	書記 花田敏浩
書記 茂田和紀	

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、11人から提出されております。

そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日8日6人、明日9日5人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについて。

最初に、お断りを申し上げておきます。

この安心・安全のまちづくりにつきましては、福祉、環境、交通、道路問題など広範囲にわたりますので、今回は災害の際の避難場所、道路問題に絞って質問をいたします。

去る7月24日から26日にかけての豪雨は、618mmというとてつもない大雨を本市にもたらせました。また、台風9号により兵庫県佐用町では死者18名、行方不明2名の痛ましい災害に見舞われました。このように自然の災害は私たちが想像もできない、また地域も限定できない大きな範囲で災害が起きております。幸い本市におきましては、大きな事故もなく過ぎされましたのも、寝食を忘れ、災害対策に携われました職員の皆様のおかげだと、この場をかりまして改めて厚く職員の皆様に御礼を申し上げます。

このことは、平成15年7月19日、豪雨災害で甚大な被害を受け、これを教訓に、また災害復旧を行われた結果、今回の600mmからの豪雨にもかかわらず大災害に至らなかったことにつながったものと思っております。

さて、私は以前に一般質問をいたしました御笠川沿いの連歌屋公民館、大町公民館、五条公民館については、避難場所としてふさわしくない場所であり、危険性が高いので避難場所の変更をお願いしたところですが、今回の佐用町の災害にも現実として示されますように、川を渡っての避難のあり方など考え直すべきと思われる。また、事もあろうに御笠川という川沿い

に避難場所があること自体おかしなことであり、早急に検討すべき問題と思いますが、その後どのように検討され、避難場所、避難経路が示されたのか伺います。

今回の佐用町の災害で見られますように、避難場所が特定されているために、その避難場所まではどんなことがあっても行かなくてはならないような考えがお年寄りの方たちにあったのではないかと思います。これを参考に本市の場合に当てはめてみますと、大町公民館の場合は、即刻当てはまるのではないのでしょうか。今回の広範囲にわたる災害を見た場合に、御笠川を挟んで山ろく側と平地側とに大きく分けられると思います。したがって、避難場所に対しての避難経路と市民への伝達方法を綿密に調査し、見直すべきだと思います。どうか再点検をお願いいたしておきます。

2点目は、道路問題であります。

私は、以前にも、これからの社会進展に際し、理想的な道路として歩道、車道、自転車道、電動車いすがスムーズに離合できるように道路問題について検討していただきたいと質問をいたしました。まちづくりに道路問題は大きなウエートを示しております。どのような道路形態を考えてあるのか、わかる範囲で回答をお願いいたします。

このたび筑紫台高校に、3階建ての学生寮が建設されます。この地域は道幅4mそこそこの地域で、消防車は入れません。しかしながら、この地域は太宰府小学校、筑紫台高校があり、1日に約100台からの車が行き来しております。したがって、地域の方々が学生寮建設の際に、セットバックをされるときにお互いの車が離合できるようなセットバックを筑紫台高校をお願いしております。また、その足で、市役所に建築許可の際に離合がしやすいように指導をしていただきたいとお願いをいたしました次第であります。

ところが、市の考え方は、4mの範囲を考えられておまして、その回答にがっかりいたしました。その考え方とは、観世音寺や連歌屋地域は史跡地域であるとのことでした。道の歴史あるいは生い立ちも知らずにこのような考え方、また建築の際の4mにこだわっておればいつまでたっても太宰府市の道路は改善されず、快適な生活は営まれません。

私も議員になって区画整理事業以外に道路の拡幅工事を見たことはありません。やっと今回そのなぞが解けた気がいたします。安心・安全のまちづくりは、万一の際に消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合でき、また歩行者が安心して通行できるのが日常生活で安心・安全なまちづくりではないでしょうか。

以上の観点から、今後の区画整理事業を初め、いろいろな機会があるごとに、車等が離合しやすい4mの考えから最低5mの道路に切りかえるべきと思われるが、その見解を伺います。

平成20年6月議会において道路問題について質問をいたしましたときの回答におきまして、13億円の地域再生事業の認可を受けておりますので、人に優しい、町に優しい、環境に優しい、そういった観点から道路整備を行っていききたいと回答がございました。

しかしながら、陳情に参りましたときには、単なる4mのセットバックの回答で、前向き

道路整備の積極性が一度も感じられませんでした。このような積極性がない上層部の考え方であれば、いつまでたっても安心・安全のまちづくりは将来にわたっても進みません。再度、将来の道路網のあり方について再点検され、消防車を初め生活道路としての見直しがあると思いますが、やる気があるのか、市長の回答を求めます。

再質問は自席にていたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、おはようございます。

まず初めに、安心・安全のまちづくりと今後のまちづくりについてご質問がございましたので、ご回答申し上げます。

7月の中国・九州北部豪雨でございますけれども、ただいまお話がございましたように、太宰府市におきましては24日午後8時ごろに1時間当たり雨量が84mm、そして24日午前0時から26日の正午までのこの3日間の雨量でございますけれども、ご指摘のように618mmという雨量を記録したところでございます。この豪雨によりまして、市内はもとより県内各地で甚大なる被害が出ておるのもまた事実でございます。本市におきましては、ご指摘がありましたように、幸いに人的被害は今回はございませんでした。これも平成15年7月19日のさまざまな対応をしてきておった成果が出てきておるといふふうに思っておるところでございます。しかしながら、雨の降り方がそうございましたので、道路あるいは住家被害等々がございまして、一部破損8件、床上浸水12件、床下浸水38件、あるいはこのほかに道路等の被害等々が合計で182件ほどございました。こういった被害がございましたので、市内の被災されました市民の皆様方には心から謹んでお見舞い申し上げたいというふうに思っております。道路被害等につきましては、補正予算でもって災害復旧工事を含めた形で年々弱いところの補強を行い、そして災害に強い町、都市にしていきたい、このように思っておるところでございます。

私は、子供から高齢者までが住みなれた地域で安心・安全に暮らすことができるまちづくりを推進しておるところでございます。また、私のまちづくりにおきます大きな柱の一つでもございます。

次に、2点目の道路問題のセットバックにつきましては、農地転用及び建築時等の道に関する指導要綱に基づきまして実施をしているところでございます。この要綱をもとにいたしまして道路の整備を行っておりますけれども、そのほかにも離合場所などの必要な路線につきましては、拡幅の計画を考えていかなければならないと、このように思っております。

次に、3点目の地域再生事業などの国庫補助でありますとか、あるいは交付金制度につきましては、道路改修でありますとか、あるいは側溝の改修などにも積極的に現在活用しながら道路整備を行っておりますところでございます。現在も計画的に市内各地におきましてこの制度、事業を進めておりますけれども、その成果は大きいものがあるというふうに私は思っております。

ご質問項目の詳細につきましては、各担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願

い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

災害時の避難所につきましては、風水害のみならず地震などのあらゆる災害を想定し、一時避難あるいは被災された方の一定の生活の場として各行政区の公民館を第1次避難所に指定しております関係から、その時折の災害状況により避難所として使用いたしております。ご指摘のとおり連歌屋、大町、五条の各公民館は御笠川沿いにありますので、水害時には道路等が冠水することも想定される場所です。こうした場合には、いきいき情報センターを第2避難所として開設するなどの現実的対応を図ることとしております。また、これまでも降雨状況等を勘案して、指定避難所ではないものの市役所などを避難所として開設した経緯もあります。災害の状況に応じて臨機応変に他の公的機関を初めとしまして民間施設なども管理者の了解を得ながら避難所として開設などの対応をしてもらいたいと考えております。現行の指定された避難所以外の施設等で避難所指定の可能なものがあれば、今後追加指定も検討してまいりたいと考えております。市民の皆様におかれましては、広報等でもお知らせいたしておりますように、日ごろからご家族で避難場所の確認、下見、あるいは避難経路も実際に歩いて確認をされるなどお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 次に、2点目の消防車、救急車はもちろんのこと、気持ちよく車同士が離合できる道路にできないかというご質問についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましては、農地転用及び建築時等の道に関する指導要綱に基づきまして、建物建築時に前面道路が4m未満、このときにセットバックした道路部分について寄附をさせていただきながら道路整備事業を進めております。現在、年度によって多少の誤差はございますけれども、年に12件から20件のセットバックを行っております。また安心・安全のまちづくりの視点から、建築時だけでなく周辺住民からの要望ということで寄附のお願いをしていくということも行っております。昨年度は2件の自主的セットバックをしていただいております。今年度も現在協議を進めておるところでもございます。

セットバックに対して、当市はもちろんのこと、国や県も重要課題と位置づけをいたしまして、平成19年度から福岡県が地域住宅交付金事業を創設をいたしまして、セットバックに関する測量業務委託費、隅切り用地費、補償費について45%の補助が受けられるようになっております。国も平成21年度からセットバック事業に伴う工事費につきましても、国土交通省は道路狹隘整備促進事業を創設しまして、50%の補助を受けられるようになっております。当市といたしましても、それらの補助事業を積極的に活用しながら、セットバック、隅切り事業を行っておりますところでございます。今後も市広報紙、ホームページなどでこの事業の周知を行い、協

力をいただきながら進めていく考えでございます。

道路幅員を最低4 mから5 mにすることについてですが、建築時における建ぺい率または容積率との関係もございまして、土地所有者のご理解とご協力が必要と考えております。道路の形態によって離合場所などおたしまして必要な路線につきましては計画していきたいというように考えております。

次に、3点目の13億円の地域再生事業で積極的に道路整備が使用できないかということについてご回答申し上げます。

現在実施しております地域再生事業は、地域再生法に基づきまして地域再生計画の策定を行い、国の認定を受けて実施しており、平成19年度から平成23年度までの事業といたしまして市内の道路整備事業を行っております。本市の道路の現状は、太宰府天満宮を初めとする観光地に向かう大型バスが多く、振動、騒音に対する要望が多数あります。また、市外からの車の流入が増えまして、市内の各所で交通渋滞等の苦情も増大している状況でございます。そのため、安心・安全のまちづくりには、市内の道路の整備は不可欠でございまして、市内交通網の道路整備、子供や高齢者、障害者等の交通安全施設の整備、バリアフリー、生活環境の向上を目指すための歩道の整備等を行っていく必要があると考えております。

については、この地域再生事業を最大限に活用いたしまして、主要道路までの生活道路の整備として道路の拡幅や歩車道の分離、沿道住民の騒音、振動の改善整備としての道路舗装の改良、住民の歩行の安全確保及び緊急車両の通行を迅速化するための生活環境の整備として道路の側溝改良等の事業を進めておまして、地域再生事業を積極的に活用し、取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） まず、1点目から申し上げますと、この御笠川沿いにある大町、連歌屋、五条公民館、これは平成15年のときにはたしか一部の、たしか五条あたりは浸水があったと思うんですよね。そういうところで、やはり危険という問題があるんですが、この佐用町の例をとりますと、やはり橋を渡って避難をした。それで、橋を渡るときにもう既に流されていると、そういうような問題が起きているわけですね。それで、今の部長の答弁を聞きますと、一応公共施設をそういうふうで避難場所にするということはよくわかるんですよ。だけど、選び方が、結局お年寄りの人たちに、なら大町も馬場、あの辺の方たちが、避難するときに大町公民館に行くときに御笠川は、幸い今、橋げたもなくなってから物が詰まるようなことはないからいいけれども、越すような状態のときに、やはりみんな渡り切らないと思うんですよね。そういう情報ですか、御笠川たくさんなっているから別んところに移りなさいと、そういう場合も出てくると思うんですよね。ほんで、私、例でちょっと言いましたように、あの御笠川から山手は、もう極端に言えばもう筑紫台高校と太宰府小学校しかないんですよ。ほんな、三条一丁目、ずっとあっちのほうになると水害があったところですね。あれからこっちに来ると小

さい川が流れておりまして、あれがあふれて、結局三条あたりの人は太宰府小学校には来れないんですよ。ほんで、部分部分に切れるんですよ。そういうふもとならふもとを考えた場合に、何世帯ぐらいがあそこに入れるか。極端に言やあ、連歌屋の、わかりやすく言えば醍醐、あの辺の連歌屋一丁目の人たちだけぐらいしかないんですよ。あとの人たちは太宰府小学校には来れないんですよ。それから、二次災害として考えてあるけれども、朝日橋だとかそういうところをずっと、あの橋を渡ってこないで太宰府小学校に来れない。そういうようなね、災害のあり方をもう少し情報をキャッチして、それを市民にどう知らせて、どういう避難経路をとらないかかと。日ごろから見てもらったりやいいじゃないかと言うたものの、お年寄りはいや、避難場所は公民館になつとるばいということで、みんな押し寄せて流されるということになる。

それと、これで気づいたんですけれども、極端に言えば、対岸にロープならロープでもくくってでも、それを引っ張りながら、それだけの力がある人が渡ればいいですけども、年寄りの方はそういうような渡り方もないだろうし、夜と昼とまた違うんですよ。夜になると、やっぱり懐中電灯やらサーチライトかなんかを照らしてやらんと、どれだけ、どこが橋であるか、川であるかわからない。やっぱりそういうものをしっかりと想定してですね、再検討をお願いしたいと思いますが。

それと、もう一つここで申し上げておきますけど、せっかくお寺さんとかお宮さんあるんですよ。ほんで、例えば連歌屋の人がわざわざ、上のほうの人が連歌屋公民館からあっちのほうに行かんで、例えば天満宮の余香殿のあたり、あの辺を事前に了解していただいといて、そういうところの余香殿のあたりに待避場所を設けると。そしたら、わざわざ向こうに渡らない。そういう、やっぱり総合的な検討をもう一度お願いします。9月1日号でこれ見まして、あら、全然まだ検討されてないなと思いましたのでね。その点、どういう検討、ちょっといきさつ、わかりましたら。先ほどの回答と余り変わらないということですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 第1次避難所については、各行政区を一つの避難圏ととらえまして、それぞれの公民館あるいは共同利用施設を避難所として指定をさせていただいております。これは、今、安部議員ご指摘のように、道路が冠水あるいは御笠川がはんらんしているときに、そこに強制的に避難しろということじゃなくて、先ほど私の答弁で申しましたように、安全あるいは避難場所の適地、そういうものを判断しながら災害対策本部のほうで避難勧告を出す場合はどこどこ避難所に避難をなささいというような勧告します。それで、先ほど申しましたように、これまでもそうでしたけども、御笠川沿いに公民館があるところもあります。体育館施設もあるところもあります。そういうことで、自主避難をしたいがというようなときに、市役所どうですかというようなお話がありましたので、もうこれまでも再三市役所のほうに避難をしていただいたという経緯もありますので、そういう判断の中で対応していつているということが現状であります。

それで、今申された地区につきましてはですね、太宰府館も新たにできておりますし、それから先ほどの答弁で申しましたように、民間施設、そういう社団法人施設あたりにつきましてはですね、所有者の方のご理解をいただきながら指定していきたいと思っておりますけども、民間施設につきましてはなかなか24時間体制で即時開所というのが難しい部分もございます。ただ、開所できるときにはそういう要請をしながらやっていきたいと思っております。

経過については、一時避難圏ということで公民館を指定した理由というのは、そういう緊急、応急的に避難していただく場合と、あるいは御笠川がはんらんじゃなくて、どこかの箇所が、あつてはなりません土砂災害があつて、被害はないけどもそこに住むには危険があるから、一時緊急的に避難してもらふ場所とかというのは、やはり住みなれた地域の公民館というのがやっぱり管理者の方がおられるからあれだろうと思うし、大規模になれば当然小学校とかそういうところにもなりますけども。そういう時折の状況に応じましてやっていきたいと思っております。

それで、いろいろ資源があればいいんですけども、なかなか地区公民館と公共施設以外にあるかという、これ、困難な部分があります。それで、ご指摘のように地域の中でこれからどういうふうな防災体制をとるかということ自治会長さんとも協議し、10日の日にも全体の自治会長さんと今回の災害について意見交換するような場を設けております。その中で、行政としては地域防災計画というような一つのシステムを設けておりますけども、地域住民にとってはそのシステムだけでは安心できないという部分があるんだろうと思います。安心感を持つには何かといいますと、例えばひとり暮らしの高齢者の方々が、そういう大雨が降ったときには近所のだれだれさんがちょっと声かけにいこうとか、そういうコミュニティづくりの中でも対応を行政と地域と一体となつてつくり上げていくことがこれからの防災体制の充実だろうと思っておりますので、そういうものを踏まえながら、地域防災計画という中でも見直し、今現在入っておりますので、そういういろんな意見も出ております。そういうものも勘案しながら避難所が安全でよりよいものとなるような指定を今後検討したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、部長が申されますように、やはり地域の自治会長さんあたりも中心になってですね、いろんなケースがあるということ想定問答というか、そういうものまでつくられて、やはりこういうところの水が出た場合にはこちらのほうに移動すると、何かそういうような。それと、一番大切なのは、やはり公民館に行けないという場合に、市民への伝達方法ですね。早くやはり現地を見といて、今の市長は現地主義だからその点助かりますけれども、やはりいち早く現地に行つてずっとその情報を避難場所適当であるかどうかというのをいち早くやっぱり市民に知らせるといふような体制を整えて、あわせてお願いしときます。

一応、1番はそれで終わります。

それから、2番目の4m道路を5mにできないかというのは、これはもう太宰府の特徴といったらおかしいけど、どこへ行ったら4mそこそこですよ。どこもここも離合できないんですよ、早く言えば。それで、救急車やらを通せっちゃってちょっと難しいと思うんですが。先ほどの部長の回答では、建築基準法だとかいろいろ言われますけども、今は地方分権の時代になっておりますのでね、この建築基準法にとらわれずに5mの道路に今後ずっと引き上げてもらいたいと思うんですね、今からの区画整理事業だとか、開発行為だとかなんかかんかです、部分だけでも。部分だけでもそういうふうで5mになってくれば、かなりその次の、わざわざ都市計画決定して一遍にやってしまうというようなことをしないで済むと思うんですが、その点の考え方はどんなふうですかね。やはり建築基準法だとかそういうのにとらわれてやれないんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 法にとらわれずに一律に5mというご意見でございますけども、私どもも実はできればそうしたいという気持ちは十分持っておりますが、指導要綱に基づきますものにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、最終的に4mの道路を確保するというのが目的でございます、これは太宰府市だけではございません。全国的に同じ基準を持って動いておまして、ただ1つだけ違うのが、各市町村にゆだねられているのがですね、買い上げることができるんですね、それはもう当然どこにおいても同じなんです。4m、どうしても5mが必要であれば、その道路をあと1m買い上げることはできるんじゃないかなというふうに思いますが、これをすべて行いますと、太宰府市の道路、小さい、狭い道路もすべて2mとか3mの道路もございまして、そんなような道路も5mに引き上げると、なかなか難しゅうございます。そういうことから、全体総合的に考えましても、現在のところは要綱のとおりに行っております、そしてその要綱のとおりいけば、地権者におきましてもセットバックにおけます説明もしっかりできますし、理解もいただいておりますので、スムーズに4mの道路の確保はできるということでございます。どうしても必要な場合は、先ほど市長も申し上げましたとおり、離合場所とか、そういうふうなところが必要であればですね、その場所を離合の場所として買い上げることは今後も計画をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど借り上げですか。買収じゃなくて、借り上げですか。借り上げだったら、また借地料の問題だとかいろいろ出てきますので、そういうのはちょっとやめたほうがいいと思います。後ほどの、借り上げ。

（「買い上げ」と呼ぶ者あり）

○14番（安部 陽議員） 買い上げ。あっ、買い上げやったらいいです。はい、わかりました。

できるだけですね、やはりそういうふうで5m道路に極力市民の方の協力も得ながらこの問題は取り組んでいただきたいと思います。そうしなすと、いつまでたってもあの太宰府の道はよく

ならないと思っております。

それから3番目に、なぜ13億円の地域再生事業を出したかという、実は私のところ、ちょっと例題でも出しましたように、筑紫台高校が今回3階の学生寮を建てるわけですね。ちょうどあそこが、あと10cmぐらい足りないぐらいの道路です。ほんで、どっちにしたってセットバックしなくちゃいけないということで、これ、あそこに学生寮を建てますという看板が建ちましたので、それに伴いまして自治会長を初め、隣組長さん、皆さん回覧板で周知徹底しておりますけれども、そういう方たちが一緒になって筑紫台高校にお願いに行っております。筑紫台高校も、やはり地域との、何ですか、仲のいい、緊密な関係を持ちたいという気持ちは持っておりますので、恐らくそのときに言われたのが、市のほうからの要請等もあれば考えていきたいというようなことも聞いておりますので、その点の考え方についてちょっと。この陳情に行ったときにあれしたときには、ちょっと4mのことしか聞いておりませんので、その後どのように筑紫台高校との話し合いがなっておるのか、また今後どういうふうに進められるのか、その点お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 筑紫台高校の学生寮の建設に伴いますそのセットバックにつきましてはお承知のとおりだと思いますが、連歌屋の地域の皆様方のほうから高校のほうに要望書を出されたということで、私どもも写しをいただきました。すぐに対応をしたかったんですが、その後に市長のほうにも改めて要望が出されたようでございます。

そういうことから、昨日でございますけれども、高校のほうに出向きまして直接校長先生とお話をさせていただきました。話の内容につきましては、今すぐには難しい状況であると。理事会のほうにも諮らなければならない大切なことだろうということでございました。

そういうことから、市といたしましても積極的に何とかできませんかというようなお話を申し上げたところでございますけれども、明快な回答はいただけないということでございます。今後におきましても、市といたしまして、できればその地域の皆様方のご要望のとおりですね、なれば一番いい結果になるわけでございますけれども、何せ学校との話し合いも残っておりますので、いましばらく時間がかかるんじゃないかなというふうに思います。

安部議員さんのほうにおかれましても、地元のほうで動いておられるということは校長先生からもお聞きしておりますので、私どもとまたミーティングをしながらいい方向に向かえればなというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この筑紫台高校の土地につきましては、大体1mセットバックしていただいて3坪あるかないかぐらいの面積になると思います。今後また積極的に市のほうでも推進していただきまして、あの地域でもう離合するのに皆さん大変困ってあるんですから、その点、筑紫台高校自体もあそこに20台ぐらいの駐車場も持っておりますので、その点も強調していただいておりますね、円満解決にこぎつけていただきたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました仮称高雄公園について質問させていただきます。

現在、本市におきまして高雄地域の地区公園が着工され、完成を楽しみにされている市民の人々が数多くいます。しかし、周囲からは中の様子が全く見えず、一体どのような公園になるのか、広報の説明だけではよくわからないという声が聞かれます。

公園や園庭、校庭など遊び場の設置、管理者は、その計画、設計、設置に際して国土交通省安全指針が示すように遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理しながら物的ハザードが存在しないようにしなければならないと示されています。そこで、計画、設計、設置段階では、新安全基準に基づいた診断を実施し、物的ハザードを存在させないことが安全対策のポイントになるそうです。国交省安全指針は、遊び場の立地選定は安全確保の観点から、周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保するとともに、遊具を設置する場所の地形や遊具の耐用年数などに大きな影響を与える環境条件に考慮した安全対策を講ずると述べています。

遊び場へのアクセスは、防犯面からも十分な見通しが確保されているか、また交通安全面からも周囲の交通事情への配慮がなされているかなどに加え、出入口部分は子供が飛び出しにくくする等の配慮は十分か、さらにベビーカー、車いすなどを含むすべての利用者がアクセスできるかなどがポイントになります。

遊び場の安全利用のポイントとして、公園管理者や保育者はもちろんのこと、保護者や地域住民も子供の利用状況を確認して、窒息事故や転落事故につながる人的ハザードを取り除くことが事故防止には欠かせません。このような人的ハザードによる事故を防止するには、危険に対する認識や判断が十分ではない幼児には、子供と遊び場の見守りが必要不可欠だと思います。

国交省安全指針でも、子供と保護者、地域住民との協働による楽しい遊び場づくりという項目で、都市公園には通常、公園管理者が常駐していないため、保護者、地域住民と連携し、子供の遊びに対する共通意識を形成して、安全な遊び場づくりに取り組むことが望ましいとしています。そして、保護者、地域住民が、子供の遊びや遊具に対して関心を持ち、日ごろから見守りを行うなど積極的に関与していくことが重要だと考えます。協働して見守るには管理者側の努力も必要で、そうした参画を得るためには、その重要性を知らせるための安全教育や啓発のためのワークショップを実施していくべきだと思います。

そこで、仮称高雄公園に関して、私が直接聞いた市民の方たちの不安要素を質問いたします。

1、周辺道路整備について。太宰府東中学校の通学路を通ることになりますが、竹やぶが生い茂り、道路まで伸びて危険な状態ですが、対応を伺います。

2、防犯対策について。公園は、規模や性格によってさまざまなタイプがありますので一律に扱うことはできませんが、この仮称高雄公園に関しましては、小・中学校の保護者を初め、地元住民や自治会役員、校区防犯委員が完成前からパトロールを行ったり、周辺の川などを危険箇所指定したり、数多く心配される声が聞かれました。防犯対策にはどのような対策を行っていくのか伺います。

3、大雨時などの防災対策について。近年、本市においても、記録的豪雨に見舞われております。多目的広場が調整池になるように聞いていますが、多目的広場の規模と調整池の容積を伺います。

4、現在の進捗状況について伺います。

5、遊具について。子供から大人まで幅広い世代が楽しめる公園とのふれ込みですが、遊具はどのようなものを設置するのか伺います。

以上、1項目5点について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高雄公園についてご回答申し上げます。

高雄公園につきましては、平成19年度から工事を着手いたしました。平成21年度の完成を目指し、鋭意現在整備を進めておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、高雄公園につきましてご説明申し上げます。

平成20年に地元住民の皆さんへアンケート調査のご協力をお願いいたしました。そのアンケート集計結果と提言されました内容及び国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針によりまして、公園の方針を決定いたしておるところでございます。

高雄公園は、健康増進を目的とした公園として、多目的広場や健康づくり広場、園内遊歩道を整備いたしまして、散歩、ウォーキングを楽しめ、また動物や生物の自然観察ゾーンや公園を臨む見晴らしの丘も設置した公園といたしまして、平成21年度完成を目指して準備を行っております。

1点目の周辺道路の整備につきましては、公園へのアクセスとなります太宰府東中の通学路の整備でございますが、ご指摘のように隣接地からの竹などが道路にかぶさっている状況でございます。この道路の隣接地は個人有地でありますために、所有者に伐採について指導をしてみたいというように思っております。

また、東中学校からの坂道が暗く、街灯が不足しているのではないかとご指摘についてでございますが、確かに人通りが少なく、住宅地でないために暗く感じていると私どもも認識

しております。今後街灯の増設につきまして前向きに検討してまいります。

2点目の防犯対策でございますが、管理体制は、管理人を置かず公園にフェンスを設置しまして、門扉による施錠と警備を考えておるところでございます。

3点目の大雨時については、公園の多目的広場が調整池となるような仕組みになっております。また、多目的広場の面積につきましては5,166㎡でございます、調整池の容積は約2,000㎡でございます。

4点目の進捗状況でございますが、造成工事はほぼ完了しまして、場内の排水施設、公園内の通路など現在施工中でございます、大方の公園の形は整っております。全体で60%ほどの進捗状況でございます。

今後、遊具、東屋、トイレ等の設置や健康づくり広場、園内遊歩道の整備を進めまして、平成21年度内に完成する予定でございます。

5点目の遊具等の設置につきましては、アンケート調査を尊重いたしまして、幼児用の遊具のみでよいということから、必要最小限のものにとどめまして、フリースペースを有効に利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 現在の太宰府東中学校の周辺道路に関してなんですが、1番の、公園につながる道路として見たときにですね、やっぱり地域の皆さんが常日ごろ感じておられる点がありますので、再質問させていただきます。

街灯の件に関しては前向きに検討していただけるということではいいんですが、その周辺道路なんですけど、やっぱり通学路なんです。坂道のほうじゃなくて、田んぼの横を歩いていく道の道路状況が非常に悪くですね、少量の雨でもちょっと何か中学生あたりは水たまりの中を歩いているようで、靴、靴下、ズボンがもう朝登校するときは水浸しで行かなければならないという話を聞いているんです。そういった道路整備に関してちょっと伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 道路に関しましては、高雄地区におきましては非常にご迷惑をかけている状況でございます。あらゆるところでですね、大雨によりまして冠水しましてというのがありますが、これは地域的、地理的にも若干の問題もございまして。また、高尾川の河川の改修のほうの問題が大きな問題もございまして、私どももそういうふうな事態でございまして、その雨天時、あるいはまた降雨時におきましても道路状況を再度調査をさせていただきながら改修に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。街灯と道路の件に関しては要望しておきます。

次、まほろば号の乗り入れなんですけど、地区公園には大体、地区公園か都市公園かちょっとわからないところもあるんですけど、梅林アスレチックスポーツ公園や歴史スポーツ公園など、やっぱりまほろば号が乗り入れというか、まほろば号のバス停が近所にあると思うんですけど、高雄公園はどのように考えてありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、地区公園という形に位置づけをされます。大きくは都市公園になるわけですけども、位置づけとしましては地区公園として位置づけておりまして、現在まほろば号の乗り入れの計画は今のところはございません。しかしながら、将来的なことを考えまして、その回転できるスペースというものは十分とっておつもりでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、周辺道路最後の質問なんですけど、私も先日聞いたんですけど、公園の入り口というか、東中学校の登り口といますか、ちょっと古い民家があるんですね。そこに猫がたくさんいてですね、中学生あたりがやっぱりかわいいもんですから、朝や帰りにえさをやったりして、ちょっとえづけしているんですね。それで、それを聞きつけた方かどうかかわからないですけど、公園付近に猫を捨てに来る人がいるらしいんですよ。先日も近隣の方ともめたりしてですね、ちょっと環境衛生面でも今後ちょっと課題になってくると思いますので、ちょっとしっかり見ていただいて、そういう人がいないようにですね、注意していただきたいと思います。

では、周辺道路に関しては、これで終わります。

次、防犯対策についてですが、やはり場所がかなりの奥地なのでですね、本当に心配される声がよく聞かれます。やはり人通りが少ない。民家も余りない。もし事故やトラブルに巻き込まれたときにどうするのかですね。地域の方が心配するのは当然だと思うんですけど、管理人さんは置かれられないということで。AEDの問題もありますけど、門扉、フェンスで覆われるということですが、早朝からやっぱりウォーキングされる方や犬の散歩をされる方もかなり多いと予想されるんですけど、公園のその開閉時間といますか、門扉を何時ごろ閉めるとかあけるとか、そういうふうな計画、開閉時間の計画があれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在のところは、まだそれは未定でございますけれども、計画といたしましては、できれば梅林アスレチックスポーツ公園、あちらをちょっと参考にさせていただきながらですね、朝6時から夜8時まで開園しておりますので、できればその時間帯を考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） では、開閉時間に伴いですね、梅林アスレチックスポーツ公園のような、先ほど言われました門扉なんですけど、大体どこの位置に設置するとか、形態がわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 門扉といいますか、私どもは一応ゲートという形でとらえておりますけども、確かに門扉ですけども、全部です、4カ所ゲートを設置したいというふうにならざるに今計画をしております、まず最初に公園のほうに入りますとすぐ右側に多目的広場、いわゆる調整池ですね、そちらのほうがございますが、その入り口に1つの大きなゲートを設けます。それから、ちょっと上に上がっていきまると駐車場に入るゲートがありますけど、そこにもまた大きなゲートをつくりたい。そして、歩行者が通れるようなスペースもっておりますので、そこにもゲートを設けます。完璧に公園のほうにはゲートを閉めますと入れない状態になるということがございます。もう一つは、環境美化センターとつながっておりますので、そちらのほうの道路をですね、上に上がらないようにゲートを閉じておくというような形で考えておまして、合計4つのゲートを考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。昼間ですね、中学校の通学路の周辺道路に路上駐車している車がよく見かけられるんですよ。恐らくそれこそ竹やぶとかの陰で夏場なんか涼しいんでしょうね、日陰になって。そういう車をよく見かけるんですが、公園ができればやはり駐車場が設置されるはず、さっきからご説明いただいておりますが、駐車スペースの入り口、出口の数とですね、駐車可能台数は何台ぐらいとめられる予定にされてますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、駐車場の出入り口につきましては、1カ所です。これは、箇所数が増えますというんな意味で防犯体制、ちょっと響きが出てきますので、その辺については1カ所に抑えておまして。

車の台数でございますけども、ほかの一般の公園と同じようにですね、35台を計画しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっと問題を変えますが、公園周辺に民家が少ないです。先ほどから言ってます、木々に囲まれた奥地のためですね、夜間の公園内はやっぱりかなり暗くですね、街灯が必要だと思われませんが、大体設置数は何本ぐらい予定されてますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 街灯につきましては、園内をですね、ずっと取り囲むように街灯を設置するんですけども、全部で32灯計画をしております。明るさとしましても、若干の問題はあるかもわかりませんが、当初の計画では十分だろうということがございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） いや、街灯設置に関しましては非常に難しい問題だと思うんですが、やっぱり暗過ぎるとやっぱり危険ですし、余り明る過ぎるとですね、少ないあれですけど、近

隣住民の方々からやはり苦情が出ると考えられます。街灯の点灯時間などが決まっていれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 街灯につきましてはですね、先ほど申しましたように、一応計画上では十分足りるんじゃないかなというふうに思っておりますが、もしこれを開園いたしましてですね、どうしても足りないというような状況が出ましたら、そのときはまた再度検討させていただきたいと思っておりますけども、あくまでも今設計の中での計算ですのでですね、その中では十分足りるであろうということでございます。

（「時間」「照明時間」と呼ぶ者あり）

○建設経済部長（新納照文） あっ、失礼しました。照明時間におきましてはですね、そうですね、一応開園している時間帯をまず考えておまして、そしてその照明自体が明るさ、照度の調整もできるようなものでございます。そしてまた、タイマーセットもできますので、これは開園時間に合わせた形で、ケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、季節によってまた時間が変わるかもわかりません。それによって調整を十分できるようになっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。街灯も少なければ設置していただけるということで、点灯時間も開園時間内が基本になるということですね。

じゃ、次行きますが、やはり地域の方たちがですね、先ほどからも何度も申しますけども、一番多く言われていたのが、防犯、夜間のことなんですね。街灯の点灯時間の件も説明していただきましたけども、やはり周辺も暗くですね、人通りはほとんどなく、民家は少ないということで、場所はもうとにかく奥地で人の目が届かない、本当に心配するところなんですね、夜間の閉園後のですね、管理はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 夜間につきましては、先ほどの防犯関係の説明のとおりでございますけども、ゲートをすべて閉じまして、そしてそれを施錠いたします。その後は無人状態になりますけども、今後利用状況に応じてですね、どのような警備に変わっていくのかというのは今後の課題であろうというふうに思っております、その中の選択肢の一つとして将来的には機械警備も十分考えられるんじゃないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 公園の悪いイメージがつかずにですね、夜のたまり場にならないことを祈りまして、防犯に関してはこれで終わります。

それでは、大雨時の防災対策についてですが、今年もやっぱり市長も申されましたけど、雨量だけ、3日間と言うとですね、降水量日本一を記録したと記憶しているんですが、規模と容積に関しては、先ほどご説明いただきましたけども、大体どのくらいの雨量でですね、調整池

が満水状態になる予定か教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） これは、計算上非常に難しいんですけども、まず、表土、いわゆる公園自体がですね、どのくらい水を含んでいるかによってまた違ってまいりますけども、これを仮に十分水を含んでいるということで、そしてまたその公園の調整池につきましては徐々に水を流しているわけですね。その関係で、それをストップした場合、仮に全部ストップして大雨が降ったときにどうなるかということになりますと、約70mmの雨が降りますと満水状態になります。それから考えてみますと、先ほど申しましたように徐々に流しておりますのでですね、その辺を見ますともっとそれ以上の雨でも大丈夫だろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 70mm、そうです、徐々に流されるということですね。じゃあ、豪雨対策におけます調整池のたまった水は徐々に流されるとおっしゃられたんですが、どのような仕組みとですね、その過程で河川に流していくのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まずですね、公園の、向かっていきますと、入っていきますと右側の山手のほうに大きな水路がございまして、深さが1m以上ございますけども、その水路を大きな水が、ほとんどの水がそこを通ってきます。それを深さが1mちょっとありますけども、その分の水を全部流しますと調整池の役割はなくなってきますので、一部をカットいたしましてですね、例えば30cmぐらいの深さにするとか、そうしますと、そこをあふれた水についてはすべて調整池のほうに流れ込んでくるような、そういうふうな仕組みになっておりまして、その仕組みを利用しましてですね、下の30cm分は常に流れる。徐々に流れていくってことですね。オーバーしたものはすべて調整池のほうに入ってきますので、そういうことのシステムでございまして、それが満水状態になりますと、今度は河川の、高尾川のほうになりますけども、その河川の水位によってですね、またその流れる量が変わってまいります。そういうふうなシステムで、調整池の基本的な役割を持ったものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっと本当にあの地域はどれぐらい降るかちょっと予想がつかないからですね、徐々にいいのか、一遍にやっぱり流すと高尾川の今回みたいにはらんしてしまいますし、ちょっと心配するところですが、7月の豪雨でですね、公園近くの土砂がちょっと崩れ落ちていたんですが、今後対策をですね、やっぱり講じるべきだと思いますけども、この件は地元の地域の方と話し合われたりしましたか。これ、要望なんですけども、ちょっと私も自治会の副会長のほうとちょっと話したんですが、電話で何かちょっとすごい悲鳴で、慌てて見に行ったら、ちょっと車が通れないぐらいの土砂が崩れていたということだったので、今後またその大雨対策について、そういうふうに近隣の方とですね、話し合われることを要望し

ておきます。

では、最後なんですけど、この仮称高雄公園はですね、避難場所に指定しますか。

また、指定された場合ですね、どこの自治会というか、区の住民が対象になるのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 避難場所につきましては、地域防災計画の中で避難圏を、範囲ですね、これを各小学校区を1つのブロックとして7ブロックを設定いたしております。避難場所につきましては、小・中学校のグラウンドと大規模公園を指定いたしております。どこの行政区が、自治会が範囲になるのかということになりますけども、太宰府南小学校区がブロック圏になると思いますので、現在東中学校と南小学校を避難場所として指定しております。また、地区公園という形で高雄公園が整備されるわけがございますけども、いわゆる大規模公園だろうと思います。そこを避難場所に指定するかについては、いろいろな要件がございますし、地域防災計画の中ではブロックごとに1カ所以上を指定するというようになっておりますので、要件はもう現在満たしておるだろうと思います。

それで、今後につきましては、今ご質問ですので、私もその辺をまだ検討したことがございません。総合的にですね、調査あるいは検討しながら、指定するかどうか判断、ちょっと今の時点で即答というのにはできませんけど、総合的に判断をしたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） まあ確かに太宰府東小学校も太宰府東中学校も太宰府南小学校も近くにあるから、ちょっと疑問に思ったんで質問させていただきました。

それでは、大雨時の防災対策についてはこれで終わりますが、次の進捗状況は、平成21年とおっしゃられたんですが、まだ何月、もう具体的には何月に大体というのはわかりますか。わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 工事の計画が年度内に完成をするということで今進めておりまして、当然年度内には完成を見ることとなります。そういうこととなりますと、来年度4月が考えられます。現在のところ具体的にですね、いつ開園、どの時期、あるいはまたどんなイベントをするのかによってもまた開園が変わってくるんじゃないかなと思いますけども、とりあえず春には開園をしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

じゃあ、最後の遊具なんですけど、遊具を設置するのはいいんですけども、やはり事故をですね、未然に防ぐためにもですね、遊具利用の際の注意書きなどが必要だと思いますけども、そういうふうな看板の設置予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 今、全国的に危険な遊具ということでマスコミでも取り上げられておりますけども、そういうふうなことにつきましては、使い方がよくわからなくて間違った使い方ですら事故が起きているというのも聞いております。そういうことから、遊具の種類によって多少の誤差はあるんですけども、必要なものにつきましては看板なり、あるいはまた表示をしまして注意を促していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、地元説明会でアンケートとかを取ったと思うのですが、要望を書いてもらったと思うんですよ、そのときに。その中にですね、バスケットゴールの要望があっていたと思うんですが、その後検討されたと思います。その他のですね、スポーツの例えばソフトボールのピッチャープレート、少年ソフトボールのですね、ホームベース、サッカーゴールなどについてのそういうふうな設置の予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） アンケートの中でですね、バスケットゴールの要望というのは確かにあっております。しかしながら、先ほどちょっと冒頭に申しあげましたように、この公園につきましてはスポーツ公園のような位置づけではないということでございまして、健康増進のためとか、あるいはまたウォーキング、そういうようなものを目的といたしましてつくっておりますので、今回はアンケートとはまた申しわけない結果になるんですけども、バスケットのゴールは設置をしておりません。そしてまた、ピッチャープレートですかね、そのご質問でございましたけども、これもやっぱりスポーツということになりますので、できればスポーツ公園ではなくてですね、レクリエーションを楽しめるような、そういうふうな公園にしたいというふうに思っています。いわゆるペタンクとか軽スポーツができるような公園ですね。そういうふうな形で運営を持っていきたいと思っておりますので、ハード的なスポーツについては今のところは考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

では、私が、遊具ではないんですが、設置する中で一番ちょっと重要なと思っっているのがトイレについてなんですけども、せっかく高いお金を出して立派なトイレをですね、設置したのにも関わらず、やっぱり一番は、先日も歴史スポーツ公園見ましたけども、もう既に外の仕切りというか、ああいうのが全部壊されてなかったりですね、中が丸見え状態になっていたんですけども、やっぱり立派なトイレを設置したのにも関わらずいたずらをされたり、落書きをされたり、壊されたり、ひょっとしたら火をつけられるですね、可能性もあると思います。やっぱり密室になるということからでしょうが。とにかく一番管理が難しいのではないかと心配しております。

では、質問に入りますけども、トイレの数と位置と形態ですね、和式なのか洋式なのか、障

害者用はあるのか、教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） トイレにつきましては、男性用がですね、これは小便器が2基ございます。それから、和式の大便秘器が1基でございます。そして、女性用では、和式と洋式がそれぞれ1基ずつございまして、身体障害者用を兼ねまして、これはだれでもが使えるトイレでございますけれども、洋式で1基ございます。トイレの位置は、ほぼ公園の中央にございますので、ここの箇所1カ所でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 熊本県ですね、八代市に合併されたかな、旧宮原町のことをちょっと述べさせていただきますが、公園をつくる際にですね、トイレの設置に関しては計画検討期間中の最初から最後まで大激論がですね、交わされたそうなんです。まず和式トイレにするか洋式トイレにするかに始まりですね、やはりトイレ、公園の隣接する家の人からもですね、クレームにより位置変更など、その都度長い時間をかけて議論をして、最終的には多数決ではなく全員の合意で進められたそうです。しかし、実は完成後1年もたたないうちにですね、トイレでばや騒ぎが起き、管理の難しさが表面化したようです。現在では、この旧宮原町の地域では区長さんがかぎを締めるという管理を行っているとのことですが、この仮称高雄公園におきましてトイレについてはどのような管理体制をとられていくのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） トイレだけの管理というのはなかなか非常に難しゅうございますので、公園全体の管理ということから考えておりまして、フェンスをすべて、公園をですね、取り巻いておりまして、ゲートを確実に閉めるということで、まず人が入れないような状態にするということでの管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。

では、最後の質問なんですが、歴史スポーツ公園のように、ちょっと陰に隠れたところというか、木の裏のほうにですね、用具倉庫というか、道具倉庫があるんですが、この仮称高雄公園に関しては、例えば市民や各種団体などからですね、例えばグラウンドゴルフの道具やペタンの道具、そういう倉庫の設置要望があった際にですね、それを行政としては認めていくかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） レクリエーションを十分できると、楽しめる公園にもしたいということでお答えいたしましたとおりですね、いろいろなサークル等があるかと思えます。社会体育の関係団体のほうからの要望等も出てくるんじゃないかなというように思えます。これを管理体制の面がやっぱり問題があるかと思えますけれども、倉庫においてはどこが管理するのか、どういうふうな形であるのかということもありますけれども、この時期、もし要望等がありました

ら十分協議をさせて、検討させていただきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） では、本当の最後です。

最後になりますけども、正直なところ決してですね、いい立地条件の場所ではないように思われます。しかし、やっぱり完成が決まっている以上、地域で盛り上げて、人々が多く集まる場所にしなければなりません。地域と行政ともにですね、力を合わせ、特に防犯面での強化が必要不可欠になってくると思います。スポーツ面におきましても、グラウンドゴルフ大会やペタンク大会を企画するなどイベントに力を入れ、決して幽霊公園などと呼ばれないように努力していきましょう。

それでは、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問いたします。

まず、1問目、7月豪雨災害被災の今後の対策についてお伺いいたします。

7月24日の降り始めから26日にかけて降った雨の総雨量が618mmと記録的な雨量となり、また26日には時間雨量で80mm、50mm、60mmと断続的、集中的に降り、本市でも200カ所を超す被害が出ていると8月11日の議員協議会で報告をいただいています。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

今回は、その中で特に大きかった三条三丁目の山地の崩落と高尾川のはんらんについてお伺いいたします。

まず、三条三丁目大原団地の西側の山地の崩落ですが、ここは平成3年にも住宅が崩壊する災害が出ていると聞いています。今回は、その場所のすぐ隣が崩落しているのです。道路を挟んで向かい側のおたくまで土砂が流れ込んでいました。避難勧告も出され、二次災害が心配されましたが、幸いにも雨が小降りとなり、それは避けられました。

流出した土砂は迅速に撤去が行われ、表面の崩れやすい土砂も除かれています。今現在現地を見ますと、まだ少しでも多量の雨が降れば崩壊しそうな地層が残されています。崩落の原因の調査、これからの崩落の可能性等も調査されると思いますが、一刻も早く住民の方々が安心して生活できるような処置を講じていただきたいと思います。このままでは住民の方は安心

して生活することができません。当該地域は、土地が小さな区画に分かれており、それぞれの区画ごとに所有者がおられます。その所有者の方々がそれぞれに崩落防止の処置をとってくれらるとよいのですが、それもなかなか難しいのではないかと思います。そのような現状でありますので、住民の皆様はとても不安を感じられております。

これらのことを踏まえてお尋ねいたします。

平成3年の崩落後、市ではどのような処置、対策をとられたのでしょうか。

2、今回の崩落災害を受けて、住民の方々が安心して生活できるように、市のほうではどのような対策を考えておられるのでしょうか。

3、福岡県では土砂災害防止法に基づいて基礎調査を行い、本年度中に土砂災害計画区域の指定が予定されているそうですが、本市では180カ所の基礎調査箇所があるということですが、この大原団地の今回崩落したところは入っているのでしょうか。また、指定された場合はどのような処置がなされるのか、県の指定ということですが、本市の対応はどのようにされるのか、以上お伺いします。

次に、高尾川のはんらんについてですが、高尾川は短時間で多量の雨が降れば高尾川の水位が上がり、特に3号線高雄交差点から高雄中央通りへ入ってすぐのところ、あそこは水深が五、六十cmの水がたまります。そこへ知らずに車が突っ込みますと、エンジンまで水につかり動けなくなります。もう一つ下流の筑紫高校へ行くところの家の前2号橋もすぐに冠水し、車も人も通れなくなります。通れなくなる前には、車が通るたびに余波が家の中まで入ってきます。先日豪雨のときは、道路に面したところにあるドアがこの余波で壊れました。また、高雄二丁目の高雄幼稚園横の柳ヶ浦橋付近の道路も冠水し、物すごい濁流となり、大人でも危険で歩けません。この近くに新しくできた住宅団地では、団地内の道路が川のようになり、子供が歩くにはとても危険な状態となりました。もちろん高尾川沿いの田んぼも冠水しました。高尾川の下流の筑紫野市二日市においても、相当の被害が出ていると聞いています。このはんらんの原因は、高尾川の許容水量を大幅に超え、水が流れ切らないため水位が上昇するためであると思います。

そこで、お尋ねします。

1、はんらんしてすぐ処置をする必要があるのが、高雄交差点周辺及び筑紫高校への入り口の家の前2号橋付近への対応、対策。

2、柳ヶ浦橋周辺及び近くの住宅団地へ流入する水への対応、対策。

3、高尾川のはんらんを防止するための根本的な解決策。

以上3点について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2問目、ごみ対策について。

日々生活する中で、ごみは必ず出ます。本市の年間のじんかい処理量は、可燃ごみでクリーンパーク南部で処理される分ですが、最近3年間を見ますと平成18年度が2万895 t、平成19年度が1万9,739 t、平成20年度で1万9,486 t、平成21年度見込みで1万9,259 tとなっています。



その処理費用は、およそ1 t当たり1万7,000円ぐらいかかるということです。すると、年間におよそ3億3,000万円ぐらいかかってくる計算になります。このごみ処理について、少しでも減らし、費用の削減につなげていくべきだと思います。

今、福岡都市圏南部環境事業組合で焼却施設の建てかえ計画が進められています。まだ最終的な費用は出ていませんが、これには莫大な予算が必要になると思われます。これは、関係市町が分担するようになりますが、当然本市の分担額も相当なものになると思われます。当然、その負担は処理費用に反映されるでしょう。そのごみの量を減らすことで、その負担額も減らすことができます。この財政事情が厳しい折、費用削減に市民の皆さんがすぐに協力できるのは、ごみの減量を意識して取り組むことではないかと思います。

例えば、生ごみの水切りの徹底、ごみ袋に入れる前にもう一度水切りをするなど、少し意識してもらえば確実にその実績は上がります。よその自治体では実際に実施され、これで生ごみの量が十数%減少したというところもあるそうでございます。生ごみは重量ではかりますので、水切りが一番手っ取り早く効果が上がります。

また、県南の大木町では、生ごみの堆肥化などを進めてごみゼロ運動を始められています。本市でも、ごみ減量化についての取り組みをもっと積極的に進めるべきだと思います。市民の皆さんに意識して取り組んでいただければ、それだけの効果は上がります。本市でも実例があります。本市では、一時期ペットボトルの回収で、ふたを取らない、異物の混入が多いなど、ペットボトルの回収センターで問題になったときがあります。そのときに、異物が混入しているものは回収しないなど、徹底して指導されました。その結果が、先日環境厚生常任委員会で春日市の回収センターへ視察に行ったときに担当の職員さんから、太宰府市の分は以前は非常に悪かったが今では春日市、大野城市の見本となるようになっていと聞かされました。行政が本気で取り組めば、市民の皆さんもそれにこたえてくれるのではないのでしょうか。取り組みが市民の皆さんにわかるように、意識の啓発を積極的に行うべきではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。

- 1、今、ごみの減量についてどのような取り組みをされているのか。
- 2、市民の皆さんへのごみ減量啓発はどのようにされているのか。

以上、お尋ねします。

次に、ごみの不法投棄について。

ごみの放置が市内で散見されます。本市は観光客も多く、町をきれいにし、来訪される方々によい印象を持って帰られるように心配りをしていくべきだと思います。また、環境の保護の面からも根絶しなければならないのですが、不法投棄はなくなりません。ごみが目につきやすいところであれば、市民の皆さんからの通報等で環境課の職員さんが速やかに処理していただいていますのでよいのですが、人目につきにくいところ等には確信犯が車等で持ち込みしているようで、その対策に担当課では監視カメラをつけたり、鳥居を置いたり等対策を立てて取り組んでおられますが、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄について、今後どのように取り組

まれるのかお伺いたします。

3 問目、商工業振興策について。

今日の我が国の経済状況は、引き続き予断を許さない状況下にあります。とりわけ地域の中小零細企業を取り巻く環境は、依然として極めて厳しいものであります。このような状況にかんがみ、福岡県においても今年度当初のプレミアム付き商品券発行に引き続き、追加発行の支援について検討いただいているということであります。前回のプレミアム商品券は好評で、発売翌日には完売となりました。この商品券の使用先企業は、大型店80%と、当初期待していた地域内の中小零細事業所への活性化とは目標を大きく下回りました。今回は、地域の中小零細事業者の活性化を主眼に事業を行うということです。地域商工業の振興及び商工業者の仕事の確保等から、太宰府市商工会では前回に引き続きプレミアム付き商品券発行事業を追加実施したいとのことですが、ぜひとも市当局においてのご支援を今回もお願いしたいということですので、市当局のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 7月豪雨災害被害の今後につきましてお答えをいたします。

1 点目の三条三丁目の山地崩落についてでございますけれども、7月24日から26日までの豪雨によりまして地盤を緩め、地すべりが発生し、土砂が斜面下にある道路及び家屋まで流出してまいりました。早急にのり面上の崩落土砂につきましてできる限り撤去を行い、崩落土砂の上部にありました小屋についても所有者の了解をいただいて撤去しておるところでございます。

今後の本復旧につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法での災害復旧事業を考えておりまして、現在国の査定を受ける準備を進めております。この査定の結果を受けまして、本復旧工事に着手する予定でございます。

なお、崩落箇所が個人所有地となっておりますことから、今後の崩落のり面の管理、復旧及び予防措置等について、所有者への連絡をとっているという状況でございます。

ご質問の、以前の崩落後、市がとった処置、対策についてですが、毎年関係部署におきまして梅雨前に危険予想箇所といたしまして現地調査を実施し、特に手当て等が必要な箇所につきましては改善要請文書を出しております。

次に、今回の崩落を受けて、住民の方々が安心して生活できるように市が考えている対策についてでございますけれども、本復旧工事に着手するまでの間、土砂流出に備え、簡易的な土どめを施工しておりまして、その後災害復旧事業の査定結果に基づく工事を行う予定としております。

次に、土砂災害防止法に関してでございますけれども、土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の危険性のある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制などのソフト対策を推進しようとするものでございます。

ご質問の大原団地の今回崩落したところは、福岡県が実施した基礎調査箇所に含まれており

ます。福岡県の指定を受けましたら、警戒区域の指定であれば宅地建物取引業者が当該区域内の土地または建物の売買等に当たり警戒区域内である旨について重要事項説明を行うこととなり、特別警戒区域の指定であればさらに特定の開発行為に対する許可制、建物建築物等の構造規制などの規制がかかってまいります。また、市といたしましては、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備、ハザードマップの作成、配布により市民周知などを図ることとなっております。

2点目の高尾川のはんらんについてお答えいたします。

御笠川の支川であります高尾川は、川幅が狭いために今回のような集中豪雨時には道路側溝が満水となって、排水に支障をきたしまして道路の冠水が生じております。また、橋梁部での断面不足のために河川堤防からはんらんしている状況もございます。このことによりまして、車の通行に支障が出、付近の住民の方へご迷惑をかけている状況でございます。

ご質問の高雄交差点周辺及び筑紫高校への入り口の家の前2号橋周辺へのはんらん時における対応、対策についてでございますが、大雨警戒警報が発令されたときは、道路が冠水すると思われまます箇所については巡回を行いまして、必要に応じ通行どめの措置をとっております。今後もそのように行いたいと思っております。

次に、柳ヶ浦橋周辺及び近くの新しい住宅団地へ流入する水への対応、対策についてでございますが、地元からも改善の要望が上がっておりまして、実施可能な限り対策を検討してまいります。

次に、高尾川のはんらんを防止するための解決策についてでございますが、高尾川のはんらんをなくすには、雨水排水路の改修及び調整池の設置や個人宅地に雨水槽の設置等の雨水流出抑制対策が考えられますが、抜本的には高尾川の改修がぜひとも必要でございまして、今後も県及び筑紫野市への働きかけを行ってまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大原団地の崩落現場の件で今査定が行われていると、そして査定の結果、本復旧をするようになればということでございますけども、これ、本復旧になった場合はどのような工事をしていただけるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在、その査定を受けるための準備を進めておりまして、どこまでが国の補助を受けられるのかというような形になろうかと思ひまして、その査定を受けた結果、どういうふうな構造になって、あるいはまたどういうものができるのかというような形が見えてくると思ひます。ですから、今のところは、現在その査定を受ける準備をしておるところでございまして、その査定は恐らく全国でもかなりの被害が出ておりますので、国のほうも今すぐにはこちらに来てまいるとは思ひません。恐らく11月ぐらいになるんじゃないかなと県のほうでは言っておりますので、その時期を見ながらですね、今度どのような工法で復旧して

いくのかというのが出てくると思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 現場を見ておられると思いますけども、今のところですね、台風も今年は今のところ幸いにして来てないんですけども、今度台風等来た場合に大雨が降れば、いつ崩落してくるかわからないような状態にあるんで、やはり早急に何とか手を打ってもらわなければならないと。それと、やはり恒久的な対策としてはですね、やはりあそこの道路の少し上ぐらいに、強固な防護壁といいますか、砂防ダムみたいなものですね、つくっていただかないと、やはりあそこの周辺の住民の方は安心して生活ができないんじゃないか、少しでも雨が降ればいつ土砂が崩れてくるかわからないというような状況のもとではですね、本当に安心して生活ができないのではないかなと思います。先ほども市長のほうから、安心・安全のまちづくりということで、しっかりお話もあつとりますけども、やはりそういう観点からも、ぜひこれについては、早急にですね、そういう対策を立てていただいて、やはり住民の方にも、そこら辺の安心していただけるような説明をしていただきたいと思いますが、市のほうでそういう計画はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 既に地元のほうの説明会を行いまして、地元の方々の要望等もお聞きしてまいりました。私どももできますれば早く頑丈な防護壁をですね、つくりたいというような気持ちを持っておりますけども、何分査定の段階でですね、どういうふうな査定を受けられるのかというのがまだ見えておりません。1つわかっているのが、補助を受けるには非常に難しい条件であるというのはわかっております。といいますのは、個人の用地がほとんどでございまして、個人の用地につきましての本復旧の査定対象はならないということになっておりますので、道路、市の道路を守るための擁護壁をどうするのかと、今そちらのほうの視点を変えましてですね、作戦を今練っておるところでございまして。ですから、住民の考え方は十分承知しておりますけれども、どのような形になるかというのは、査定の結果を見ないとわからないということでご説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 査定を見なければわからないということで、これ以上議論しても進まないと思いますけども、やはり今の現状のですね、本当に危険な状態であるということだけは、認識しとっていただきたいと思います。それで、やはり応急処置でもいいですから、その査定が出る前にですね、やっぱり手が打てる分は十分手を打っていただきたいと思います。これは、もう要望としておきます。よろしくお願ひします。

次に、高尾川の方でございますけども、高尾川の高雄中央通りの入り口、それから筑紫高校の入り口の部分については、やはりこれは早い時期にですね、通行どめをできるような巡回をしていただいて、やはり早い時期に通告どめをしていただかないと、ここはですね、すぐ短時

間で水が上がってきますのですね、やはり車が何台も突っ込んで、本当皆、周辺の方とかですね、通りがかった車の方が、みんなでお手伝いして車を上げているというような状況がございましたので、ここら辺の巡回をして交通どめをするということは、市の職員さんだけでは、ちょっと手が回らないんじゃないかなと思いますけども、そこら辺についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現在も大雨等が降りますとですね、やはり私どももいつも気にかけているところがございますので、職員で巡回しております。

今後におきましても同じような形になろうかというふうに思いますし、最近ではご近所の方がお電話をいただいておりますね、自分で車どめのコーンをつけてもいいよというようなことをおっしゃっていただいている方もおられます。そういうこともありますので、できれば私ども職員で、目で見ながらですね、その通行どめの判断を行うというのが一番よろしいんですけども、災害等が発生しましたときにはすぐに駆けつけられない状態も考えられますので、今後におきましては地域住民の方のご協力もいただきながら、方向性を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そのようにお願いしときたいと思います。ご近所の方もですね、ちょうど通りに面した方で、一番車が通った余波が、家の中にどおんと入ってくるんですね。それで非常に、普通、水が来ているのは玄関前までしか来てないけども、車が来たら余波で玄関の中まで水が入ってくるというような状況もあるというふうなことを聞いてます。それで、そのおうちの方はですね、コーンでも持ってくれば、それはもう自分がやってもいいよと。これを勝手に個人の方が通告どめにしていまいかということとはまたこれは別の問題が出てくると思いますけども、やはりほかのそこを通る車の方の安全を考えると、やはりそういう処置も必要ではないかなと思いますので、そこら辺を検討していただいて、なるべく早目に被害に遭う車が一台でも少なくなるように検討していただきたいと思います。

それから次にですね、団地への水の流通対策について対策を検討するというところでございますけど、どのように検討されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 新しく団地ができて、その団地の中に水が走っているというような状況でございました。その中で、現場を調査をいたしまして考えたことにつきましてはですね、団地の下に高雄坂口公園というのがございまして、その中が調整池の役割を今回果たしたようでございます。約60cmほど水が十分たまりましてですね、その分の水の流出を抑制したということを確認しております。また、その公園に隣接しますご自宅のほうにつきましては、頑丈なブロックをついておりまして、一切水は入ってこなかったというような検証もしておりますので、今後におきましてもこれを一つの小さな調整池として役割を持たせたいなど

いうふうに思っておりますが、根本的には高尾川が満水状態になりますと、この地域がちょうど高尾川の水面とですね、同じぐらいの高さになります。ということは、高尾川に水が流れ込んでいかないという状況がありましてですね、高雄あるいはまた梅ヶ丘周辺で同じような現象が起きているということでございますので、根本的には川の改修、これがない限りは解決はできないだろうというふうに思っておりますので、今現在筑紫野市のほうにおきましてですね、高尾川治水対策に関する協議会というものを設けておりまして、メンバーは福岡県の那珂土木事務所と筑紫野市でございます。オブザーバーとして太宰府市が入っております、その中身を協議をしております、できるだけ早く解消に向けての要望をですね、ここの協議会の中で行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この団地の中の道路へ水が入るのはですね、これは高尾川の支流といえますか、青山方面からの水が流れてくる水路があります。この水路がですね、ちょうど流れ込んでくる途中からですね、水路が満杯になったときには道路へ流れ込んでくるような構造になっているので、この流れ込んでくるような道路の構造をですね、ちょっと何とか考えていただきたいと。

それともう一つは、団地の裏側に田んぼがありますけども、この田んぼの水がですね、やはり団地の中へ流れ込んでくるような構造になっておりますので、この田んぼの水がですね、やはり団地の中へ流れ込まないように、外側の水路に流れるようなですね、田んぼの水路がもう一本ありますので、そちらのほうへ流れるようにですね、していただければ、この団地の中の道路へのですね、水の流入量は相当減らされるんじゃないかと思えますけど、ここら辺ご検討いただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 青山のほうから流れ込んでくる水路につきましては、これ、緑台の調整池のほうからあふれた水とその横を通っている水路でございます。そのちょうど突き当たりますと団地の角になりますけども、その団地の角と上から入ってきます田んぼの水路ですね、これが合流するとかなりの水かさが上がりまして、現在はその団地の横にもう一つ大きな水路をつくっております。深さは大した深さはございませんけども、幅としましては1 m二、三十cmの幅の水路がありまして、あふれた水はまずそちらの水路に入ってですね、そしてまたもとの川に戻していくというような現在構造を持っておりまして、今後におきましては、今回の災害のときにはそれもオーバーフローしたというようなところがございますので、今後十分な検証を重ねてですね、私どもも新たな水路をどういう形でつくっていくのか、確保するのか、いろんな検討してまいらなければならないというふうに思っておりますので、今後の課題とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これについてはですね、住民の方も非常に危険を感じられておられますので、十分な検討をお願いしたいと思います。

3番目の高尾川のですね、はんらんを防止するための解決策ということで、先ほど部長のほうからですね、お話ありましたけども、調整池をつくるとかですね、やはりここでは私は考えますには、まず根本的に高尾川の改修をすると、これはもう御笠川の合流地点からやってこなければならぬと。それが一つと、それと、それが難しければ、次に何とか放流水路をですね、何かつくる方法はないやろうかと。それともう一つは、部長おっしゃいましたように、大型の調整池をこの高尾川の沿線といいますかね、そばにつくるということで、これについては、非常に大きな予算といいますか、金もかかります、それからエネルギーも要ると思いますけども、こういうことについて抜本的にこの高雄地区の水害、はんらんについて解決するのは、この3つの方法のうちのどれかをとるしかないと思います。そうすると、これは、ただ太宰府市単独だけじゃなくて、福岡県だけじゃなくて、やはり国からも援助をいただかなければできない事業じゃないかと思っておりますので、この件については市長にお答えいただきたいと思っております。抜本的な高尾川の改修について、市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高尾川のはんらん等々の防止についてでございますけども、ただいま議員のほうからご指摘がございましたように、早い時期にはんらん防止をしなきゃならないというように思っております。根本的には、筑紫野市あるいは県との鷺田川、御笠川との流域を広げること。下流からそういった工事を行うこと、これが第一義的だろうというふうに思っております。しかしながら、今のご指摘もございますように、なかなか言うはやすし、行うはがたしというふうな形が現実問題ここ一、二年でそういった形が可能なのかどうかというふうなこと等についても、なかなか難しい問題もございます。そういった中で考えられますのが、ただいま部長のほうからも答弁をいたしております、例えば公園の中においても一気に水が流れないように調整池をつくるということ、それぞれの中において団地の中にも調整池がございます。経済対策あるいはそういった基金、何ていんでしょうか、国のほうからの補助金が経済対策でございましたけども、その中においても団地内での調整池のしゅんせつ工事を含めて検討を加えておるところでございます。

市として、今現在、私どもの手でできることからこれは行動を起こしていくというようなことが大事だろうというように思っております。県あるいは福岡、筑紫野市等々について、あるいは国のほうの財源を活用しながら、要望活動等については強力に行ってまいりたいというように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 高雄地区の高尾川のはんらん、それからこれはもう筑紫野市のほうがで

すね、被害はもっと大きいんですね。筑紫野市の、あそこ何ですか、西鉄通り商店街といいますか、あそこら辺なんか商店街の中で水深、水がですね、今度は1 m20cmから30cmぐらいまで上がったということで、非常に。ですから、これはもう太宰府市の場合はまだ住宅の床上まで来るといような被害は余りありませんけども、やはりこれはもうじっとしとったって解決はできないと思いますので、やはりこれはもう国の力をかりてですね、早急に解決策をとっていただきたいと思うんですね。これはもう市長のほうへ要望しておきます。

以上でこの1番の問題については終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） それでは、2項目めのごみ対策につきましてご回答を申し上げます。

まず、1点目のごみの減量対策についてでございますけども、本市では資源循環型社会の構築に向けまして3Rと言われますリデュース・排出抑制、そしてリユース・再使用、リサイクル・再資源化の徹底を今後もより一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、排出抑制といたしまして本市では、先進的に既に平成4年から家庭用ごみ袋の有料化に取り組んでおります。

またさらには、通称でございますけども、容器包装リサイクル法に基づきます紙製容器包装、プラスチック製容器包装等のリサイクルの推進にもさらに力を入れてまいります。

なお、過去5年間のごみの総排出量の推移でございますけども、ピーク時から対比をしてみますと、平成20年度につきましては年間に約1,870 t、率にしますと約7%の減量となっております。市民お一人の1日当たりに換算をしてみますと約100 gの減量をしていただいたこととなります。

ご提案の中にありますように、生ごみの水切りによるごみ量の削減などにつきましては、大変有効的なごみ減量対策の一つでもございますので、これらを含めまして広報等による市民の皆様への情報提供、さらには積極的なご協力、ご理解を求めてまいりたいというふうに思っております。

また、各家庭で取り組みされるごみの減量化につきましても、さらに一層検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目のごみの不法投棄につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、廃棄物の不法投棄に対しましては5年以上の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられることとなっておりますけども、筑紫野警察署によりますと、その立証が大変難しいとい

う状況であるという報告を受けております。

なお、本市におきましては、平成20年度に84件の不法投棄を確認いたしております。これらの対策といたしましては、不法投棄が多発する場所にこれまでに監視カメラを4カ所設置しておりますが、その成果といたしまして、設置場所付近では非常に有効であるという結果も出ておりますことから、今年度はさらに2カ所に監視カメラを増設をするのを初め、引き続き防犯専門官の見回り監視を強化するなど、さまざまな手法を含めながら不法投棄の防止を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ごみの3R運動もですね、進められているということで、それから古紙回収等もですね、非常に力を入れてあるということで、少しずつではありますがごみは減量しているようでございますけども、やはりどうしてもですね、先ほども申しましたように、南部環境事業組合等でやっております新しい事業につきましては相当の費用がかかるということで、その費用負担もかかってきますので、やはりここでもう一段、ごみの減量に対してしっかりと取り組んでいくべきじゃないかなということで、今日はこれを提案させていただいております。その中で一番大きなのは生ごみの処理だということで、これはほかの自治体でも、今日の新聞にも載ってございましたけども、水俣市では、ごみゼロ運動に入るというようなことで、町では、県南の大木町あたりが2016年にはごみゼロにするということで事業に取り組んであるということも聞いております。やはりそういうことで、これ、どうやって達成するかという、ごみの収集の細分化ですね、これを進めてあるということですので、それによって結局生ごみの部分、それからあと何というんですか、リサイクルに回せる部分とかですね、それから鉄等についてもまたリサイクルに回せる部分とか、そういう部分についての小さい分別によってですね、再資源化を可能にするということで、今、本市のですね、ごみの集められている状態見ますと、可燃物ということで、今本市のペットボトル等についても、別に収集するようになっておりますけども、可燃物のごみの中を見ますと、やはりまだペットボトルとか、いろんなものが入っている。それから、一部事務組合の大野城環境処理センターに行きますと、あそこへごみを燃やした後の灰を埋めておりますけども、灰の中からはやはり鉄くず等が相当数入っているということで、これらも選別してまた灰を埋めるのにまた時間もかかるし、またその鉄があるということで、焼却についても効率が悪くなっているというようなことで、やはりごみの収集の徹底ですね、ここのルールをしっかりと守っていただくということで、ここで2番に書いてますように、やはり市民の皆さんが、ごみ出しのルールをしっかりと意識していただいて、そういうごみを集めることについて、やはり手数料がかからないように、リサイクルできるようにしていくべきじゃないかなと。これはもう、幾らですね、行政のほうで頑張っても、そのごみ袋に入れるのは市民の皆さんですから、やっぱり市民の皆さんが意識して、これはこれだということできちっとですね、ルールを守ってやっていただく。そのためには、やはり行政の

ほうでそういうごみ減量に対する啓発をしっかりとやっていただくということが非常に大事じゃないかということで、今もごみの減量に対する啓発についても努めていくということでございますけども、今のごみ減量に対する啓発は、具体的にどういふことをされているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 例えば、チラシ、各隣組ごとに啓発を含めたチラシを差し上げておりますが、これはご承知のとおり、ごみの収集は季節ごとに年5回休みがあります。例えば、春分の日、5月の連休、盆休み、勤労感謝の日と、あと年末年始、この5回ごみの収集を休憩するわけですが、この休みですというチラシを各隣組ごとの回覧に回しますが、そのときにチラシの半分にそうした啓発をきちっとやっているというのが1つ事例がございます。例えば、分別の仕方でありませうとか、それから資源化の問題とか、そういうふうなPRを重ねて、年5回繰り返し、繰り返しやっております。今後もやっぱりそういう方法で徹底して周知をしていくと。そして、分別を含めてリサイクルのほうに協力をしていただくというのが一番の課題ではなかろうかというふうには思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういう市民の皆様へ、回覧板で回しているということですが、やはり広報に、別刷りの広報の中に記事として書いても、なかなかこれ、市民の皆さんには読んでいただけないと思いますので、やはり別刷りの、ちょっと目立つような色刷りで、広報と一緒に毎月または2カ月に1回とかですね、やっぱりそういう頻度でやっていただくというようなことで啓発にしっかりと力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 当然、毎月発行します市の広報にもそうした形で目立つような広報の仕方、十分検討をしなければならぬというふうに思います。

先ほど中林議員さんのほうから南部環境事業組合の状況あたりも少し触れられましたけども、直接担当します私のほうの課長、あるいは私も含めまして、定期的に建設に向けての会合がっております。やはりその中でいつも話題になりますのが、各市が抱えているごみの減量の問題、リサイクルの手法等々が話題になるわけですが、各市の情報を見ますと、いろんな新しい取り組みも見えてきます。例えば、ごみ減量のキャンペーンをやるとか、あるいは事業所に対して巡回指導員を配置して協力をお願いするとか、それから生ごみを堆肥化をしながら家庭菜園用に使っていただくとか、いろんな案も各市のほうでやっておりますので、できることから取り組みながら、その目的に向かって努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、ごみ減量については、今からもうこれは永遠のテーマになると思いますけども、頑張ってくださいと思います。

それでは、2番目の不法投棄について少しだけお尋ねします。

不法投棄については、先ほど、法律等で5年以上、1,000万円以下とかそういう規制もあるということがございますけども、やはりなかなか減らないということで、先ほど筑紫野警察署の話もありましたけど、なかなか特定するのが難しいというようなこともありますけども、やはりこれについては、市独自で、ポイ捨ての禁止とか不法投棄に対する取り組み方の条例とかですね、そういう何か市独自でやれる、その中には環境の問題もありますので、落書き等も含めた、そういう環境対策について、ごみ、落書き等についての市独自の条例とか、そういうのをつくって対応されたいかがかなと思いますけども、そこら辺の取り組みについていかがでございましょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） この不法投棄の問題につきましても、本市のみならず県下全国的に問題となっております。たまたま今回、県のほうで県下一斉ごみの不法投棄防止週間ということで位置づけまして、9月下旬に一斉にそうしたパトロールとか立て看板設置とかというふうな行動を起こそうということになっております。こういうふうないろんな事業含めまして、他市の状況等も含めながら、条例化がいいのか、あるいはほかの方法がいいのか、減る方法について十分検討を重ねていきたいというふうには思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ごみ、それから不法投棄については、やはり本市は観光都市ということもありますので、しっかり力を入れていただきたいと。これで2問目を終わります。

3問目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 商工業振興策についてご回答申し上げます。

本年5月から商工会が実施いたしておりましたプレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券でございますけれども、この事業におきましては、国からの定額給付金制度に伴いまして、地元店舗など市内での流通を促し、その地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、全国的に地方公共団体が協力をし、実施してきたところでございます。

太宰府市におきましても、一定の補助支援を行いまして協力をしてきたところでございます。

ご質問の追加発行につきましては、以前に商工会より打診がございましたけれども、本年5月から実施された事業の結果報告では、大手スーパーなどのいわゆる大型店への流出が非常に多く、80%ほどでございます。昔から地元で零細的な経営をされてきておりました店舗は果たしてどうであったかにつきまして、最終的な検証ができておりません。こういった今後の総合的な評価をしなければならないというふうに思っております。

それを踏まえまして、太宰府市といたしましても、今後とも地域商店街でありますとか、あるいは零細企業の発展を期しますために、その中心を担う商工会とも十分協議を行いながら、

効果のある事業について側面から支援体制を惜しまないというような考えを持っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 大変前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。商工会にはですね、やはり市のイベントとかその他いろんなところで協力いただいております。今、直近のところでは、市民政庁まつりへの参加、それからはもうこれは商工会が中心でやりますし、それから古都の光とかですね、いろんなやっぱりそういうイベントについて中心的にやっていただくと。やはり、そういうことでございますので、市内の商工業者が、元気でなければこういう事業も進まないと思いますので、ぜひですね、市長のお答えにありましたように、ご協力、ご支援をいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書記載の3項目について質問いたします。

1項目めは、環境行政について2点伺います。

7月31日に今年度の環境厚生常任委員会の所管調査を実施しました。4カ所の施設、1カ所の不法投棄防止の監視カメラの設置の現場を視察いたしました。

視察した施設の一つに、太宰府市から発生するペットボトルなどの処理を行ってもらっている春日大野城リサイクルプラザに伺い、太宰府市からの搬入状況などを中心に意見交換をしました。太宰府市からの搬入状況は、以前よりも大幅に改善されたと述べられていましたが、実際に回収された袋を見てみると、処理できないプランターなども捨てられており、再度啓発活動をする必要があるのではないかとということも感じました。

意見交換の中では、ペットボトルキャップの混入の問題についても行いました。現在の収集では、ペットボトルについているキャップについては燃えるごみで出して、焼却処理をされているというふうに伺っていますが、資源としてリサイクルが可能なものです。NPO法人が中心になって、ペットボトルキャップのリサイクルを通じてポリオワクチンを寄附する運動を進めており、太宰府市でもさまざまな団体が参加しておられますが、多くの市民の方は、そういった取り組みを知らないで、通常の燃えるごみとして捨てられていることも多いのではないのでしょうか。資源リサイクルの視点から、そういった取り組みを行っていることの情報提供、市も呼応した取り組みを行うべきだと考えますが、見解を求めます。

環境行政の2点目は、地上デジタル放送の受信障害への対応策について伺います。

2003年から全国で順次テレビの地上デジタル放送が始まりました。福岡県でも2006年からNHK、民放放送局と地上デジタル放送が開始されています。2008年12月には太宰府中継局が開局し、よりクリアな放送が太宰府市内各家庭でも視聴できる状況ですが、建物の位置などによ

っては受信障害が起こっているのも事実です。受信障害の起こり方もさまざまで、特定のチャンネルだけ起こる、あるいはすべてのチャンネルが受信障害を起こすなどあるようで、その対応は自宅のアンテナで調整をすればいいのか、あるいは放送局に問い合わせるかなど明確になっていない状況です。太宰府市において、地上デジタル放送受信障害が起こりやすい地区など、行政として把握され、その対応策はどのように考えておられるのかお聞かせください。

2点目に、子育て支援策について伺います。

まず、3人乗り自転車の月単位でのレンタル制度の実施についてお伺いいたします。

3人乗り自転車の課題として挙げられているのが、価格の問題です。通常のシティサイクルが新品で1万円を切る値段で売られているのに比べて、電動なしのタイプの3人乗り自転車でも3万9,000円、電動つきタイプのものでは10万円を超えています。群馬県の前橋市では、購入に際して助成制度を導入しています。私は、これからの資源のあり方を考えたとき、使う期間が限られている自転車であることから、購入に際しての助成制度よりも自治体でレンタル制度を導入して資源の有効活用の役割を果たせると考えていますが、見解を求めます。

2点目に、3人乗り自転車の啓発活動について伺います。

7月1日から6歳未満の子供2人を乗せた3人乗り自転車が解禁されました。しかし、どの自転車でも対応しているというわけではなく、きちんとした安全基準を満たした自転車に限って認められています。太宰府市内においても、子育て世代を対象とした3人乗り自転車への安全教室の実施、3人乗り自転車の基準等をお知らせする対応策を実施していただきたいと思いますが、見解を求めます。

3点目に、情報教育についてお伺いします。

太宰府市内の小・中学校では、子供たちが携帯電話を学校内に持ち込むことは禁止されていますが、所有そのものは禁止されていません。昨年9月議会でも、学校裏サイト、文科省の呼び方では学校非公式サイトとありますが、それへの対応策について一般質問を行いました。相手を思いやる気持ちを教えていくなどの防止策を講じているということでしたが、日々、携帯電話の機能は進化しており、利便性を考え所有している状況も見られます。ネットいじめや架空請求詐欺など携帯電話を所有することによって子供たちが巻き込まれるおそれのあるトラブルの防止策について、どのように情報教育を取り組まれているのか伺います。

再質問は自席で行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の環境行政についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましては、以前から循環型社会に向けまして、先ほどもご説明しましたけれども、リデュース、ごみの排出抑制、あるいはリユース、再利用、あるいはリサイクル、再資源化でございますけれども、こういった取り組みの中で、自治体として早い時期からさまざまなリサイクルに取り組んできておるところでございます。

平成の時代になりまして、国でも各種のリサイクル関連の法律が制定されておりまして、本

市といたしましても、今後も市の責任としてリサイクルの推進を積極的に図っていかなければならない、このように思っております。

次に、2点目の地上デジタル放送の受信障害への対応策についてでございますけれども、既にご案内のとおり、平成23年、2011年でございますけれども、7月24日までにアナログテレビ放送が終了いたしまして、すべてのテレビがデジタル放送へと移行されます。太宰府市内におきましては、平成20年12月1日に太宰府中継局が開局をされておりまして、市内全域で視聴可能なエリアになっておりますけれども、市民の皆様方のご利用に当たりましては、混乱が生じないように情報提供に努めてまいりたい、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） まず1点目についてでございますけれども、本市におきましては、通称でございますけれども、容器包装リサイクル法に基づきまして、ガラス瓶、空き缶、それからペットボトル、紙製容器包装、紙パック、プラスチック製容器包装、白色トレーを収集いたしております。

プラスチック製容器包装につきましては、リサイクルボックスを市内9カ所に設置をいたしております。分別収集を行い、リサイクルの推進を図っておりますので、ご提案にありますペットボトルキャップはこれらのリサイクルボックスに入れていただきますように市民の皆様へ周知徹底をしながらお願いをしております。

今後ともこうしたリサイクルボックスのさらなる利用促進も含めまして、ペットボトルキャップの資源化につきましても、機会あるごとに広報やホームページ、さらには隣組回覧などで周知徹底を一層図ってまいりたいと考えております。

以上です。

次に、2点目についてでございますけれども、社団法人デジタル放送推進協議会によりますと、太宰府市内の全域で地上デジタル放送の視聴可能エリアとなっておりますので、もし受信障害があった場合は、まずは電器店によるアンテナの調整等個別に対応していただくことになります。しかし、それでも受信が難しいというような場合であれば、総務省のコールセンターにご相談をしていただくことができるようでございます。

なお、受信障害の際の対応といたしましては、市民の皆様へ機会あるごとに相談窓口等の情報提供にも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、ペットボトルキャップのリサイクルの問題、ちょっと伺いたいんですけれども、先日環境厚生常任委員会で伺った春日大野城リサイクルプラザで職員の方とお話ししましたが、とにかく何でも入れられると。キャップも入れられるし、何でも入れられて、その選別作業に手間をとられて、結局ペットボトルのリサイクルの効率といえますかね、そ

ういった部分が落ちている面があると。太宰府市からの搬入は以前よりも改善されてリサイクル率は上がったんだけど、もっとそういった混入が少なくなればさらにリサイクル率は上がるんじゃないかということをおっしゃったんですね。それで、実際に私もペットボトルのキャップとか、そういったものを捨てるときに、一時期迷ってました。燃えるごみなのか、だけどリサイクルもできるって聞いているしということもあってですね、そういった方も多いと思うんですけども、今9カ所ですかね、リサイクルボックスの答弁で言われましたけども、今後リサイクルボックスを広げていくということは考えていただきたいと思うんですけども、例えば具体的な公共施設の場所でも、そういったペットボトルのごみが出やすい場所というのは幾つかあると思うんです。スポーツ公園ですとか、そういったところでは当然スポーツした後ペットボトルの飲み物を、スポーツの最中もそうでしょうけども、ペットボトル使用するということは多いでしょうから、そういった部分でのリサイクルボックスの今後設置を増やす計画というものはお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 先ほど申されましたように、現在9カ所にリサイクルボックスを設置しております。それとあわせて、紙パックだけのリサイクルボックスも市内には16カ所設置しております。ご質問の分につきましても、今後の状況を見ながら、そうしたリサイクルボックスの増設については検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） あわせて、ペットボトルのごみ処理のあり方もですね、若干春日大野城リサイクルプラザで言われたのが、最近レジ袋削減の動きと関連しまして、ペットボトル、飲み物1個だけコンビニやスーパーで買うと、大体もう袋に入れられないでシールで済まされるということが多いと思うんですけども、そのシールを張る位置といいますかね、通常のペットボトルの商品があって商品名のラベルが張ってありますよね。そこにシールが張られるのはいいんだけど、ラベルのついてない透明のところシールを張られると、それだけでもリサイクルができなくなるから、そういったシールの張り方の是正と、あとやはりまだ言われたのが、ペットボトルの処理そのもので、中身を洗ってないという、1回水でゆすいでもらうだけで全然違うんだそうなんですけども、そういった点をもう少し改善されればありがたいですという旨も言われたんですけども、その呼びかけとあわせて、あわせてそういった今課題があるということも言いましたけども、そういった点もあわせて今後啓発活動に取り組んでいただくことは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 9カ所のリサイクルボックスがございまして、これは去る6月の議会の中の補正予算でお願いをいたしましたけども、9カ所のうちに3カ所、特に人が多いスーパーに分別指導監視指導員といいたまいますかね、分別指導の指導員を配置するようにお願いをいたしまして、補正をいただくわけなんですけども、これ、早速10月からそうした分別の指導

員を配置をいたしますので、その中でそうしたいろいろな問題についても徹底した中で指導をしていきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、その9カ所のボックスの設置の状況等もですね、早目に啓発のほうをお願いいたします。

それで次に、地上デジタル放送の関係のところに移りますけども、市のほうとしては、じゃあ今太宰府市内全域、地上デジタル放送のもう100%エリアに入っているから、特別どこかの地区で受信障害が、時間、例えば昼とかそういった短い時間とかそういった部分も含めてでも結構ですけども、特別受信障害は市内では起こっていないという認識でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総務省が担当しております地方デジタル放送のことでございますので、私のほうからご回答さしあげます。

これまで地上デジタル放送になるということにつきまして、昨年の8月及び今年の3月ですか、5月号、広報等でデジタル放送になりますよという周知をまず全市民にしております。そういう中で、意見と色々な放送の影響等についてのですね、ご意見等は今現在では挙がってきておりません。そしてまた、1カ月ほど前に、このサポートセンターのほうが市役所1階の窓口の横で何かご意見等あれば、また難視聴の面があればお聞きしますということで、カウンターで職員が出ていろいろお聞きしておりましたけども、そこでもとりたてての難視聴ということではなかったというふうに聞いております。そして、なおかつ、今後11月には地域の公民館等に出向きまして、午前2カ所、午後2カ所というような形で、6日間にわたりまして直接出向いてですね、いろいろな市民の方のご意見を聞く予定をいたしております。そのことを10月1日の広報でありますとか、10月には全戸のほうにチラシを配布いたしまして、いろいろな市民の方の難視聴でありますとか、いろいろご意見を聞いていくようなスケジュールで今動いております。そういう中で、現時点ではとりたてての難視聴であるとか電波障害ということは聞いておりませんが、今後より細かなですね、市民の方のご意見等を拝聴していくという作業を現在予定をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今後、地域のほうに出向いていくということでしたけども、私も質問するに当たって何人かの方からお話伺ったんですけども、水城台に住んでおられる方がですね、言われていたのが、飛行機の飛び方、離着陸の関係、離陸なのか着陸なのかまではわかりませんが、飛行機が飛んでるときに時々受信障害が起こっているということを私のところには言われました。ですので、ぜひ一度ですね、今後地域に出向かれるときに、その点はちょっと注意して対応していただきたいんですけども、特に飛行機等ですと、私の個人的な推測の中では、もしかしたら航空無線との混信が何か起こっているのかとか、そういったことも考えてしまうんですけども。特に、今はまだアナログ放送と地上デジタル放送両方やられてますので、

地上デジタル放送が受信が難しい状況だったらアナログ放送に切りかえてテレビを視聴することは可能ですけども、市長の答弁でもありました2011年7月24日までということですから、アナログ放送が終わった、終了した後は、もう当然そういった受信障害が起こっていたらですね、もうテレビが時間帯によっては見れないような状況等も起こるんじゃないかということは懸念しますので、ぜひそういった点も含めてですね、期限がこれも一定迫ってきてますので、ぜひそういった対応もしていただきたいなと思うんですけども。

それと、あと私が心配するのは、そういった受信障害が今後起こってきたときにですね、特にひとり暮らしの高齢者の世帯のところとかというのは、そういった高齢者の方の知識がどこまで徹底されているか、徹底というか、地上デジタル放送のことを理解されているかどうかという疑問もあって、特に一時期住宅リフォームの悪質な詐欺の問題がありましたけども、実際この間、全国の中では地上デジタル放送のアンテナの設置が必要とか、改善が必要とかといって、そういった高齢者のお年寄りのところへですね、そういった悪質な商法が行われているような実態もあるというふうに聞いてますけども、そういった未然にトラブルを防止するための対応策というのは今お持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、2011年7月という、あと2年を切ったような時期に差し加かってきております。国といたしましても、平成22年度、来年度予算のほうに最後の予算っていいですか、対応の山場となる施設のデジタル化の支援策の予算計上も今予定をしておるようでございます。それとあわせて、再度この地上デジタルの切りかえに向けてまして、私ども市としても市民向けの情報発信をしまいたいと思います。

そういう中で、今おっしゃいましたように、ひとり暮らしの方、ひとり暮らしというよりも高齢の方、高齢の方にまず電波が変わるということ自体のですね、ご理解を賜るようなまた努力も必要であろうと思っておりますので、何らかの今後電波の切りかえに向けての、今広報だけじゃなく、違う形でのお知らせでありますとか、いろんなことを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。

それと、以前私の家に新聞の折り込みのチラシが入っていたのが、ケーブルテレビのチラシが入ってまして、その中では地上デジタル放送の受信障害が起こってもケーブルテレビに入ればよりそういった受信障害関係なくきれいな画像を見ることもできますということも一言ちょっと小さく載っていたりしたんですけども、そういった、どうしても建物が、大きな建物があって陰になって受信することが難しいとかという場合のですね、代替案までですね、きちんと行政のほうで示せるようにしていただきたいなということを要望いたしまして、1項目めの質問については終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援策についてご回答申し上げます。

1点目の市独自のレンタル制度導入につきましては、自転車の幼児2人乗せを可能とする福岡県道路交通法施行規則の一部を改正する規則が今年の7月1日に施行されたところでございますけれども、利用ニーズがどれぐらいあるのか、あるいは3人乗りの自転車の安全性の確保など、調査研究をしてみたいと考えております。

2点目の乗り方などの安全対策の対応策につきましては、この3人乗りの自転車は利便性はあると思われましてけれども、保護者の皆さん方が安全に利用し、そして事故が起こらないようにすることが最も重要なことではないかなというふうに思っております。このことにつきましては、関係機関との協議を行いまして、安全利用に係りますところの情報提供等を今後検討していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市独自のレンタル制度導入につきましては、6歳未満の幼児2人を乗せる3人乗り自転車の利用が本年7月1日に条件つきで解禁されたところであります。1台当たりの価格が、通常の自転車に比べると高額になっております。九州では、大分市が3人乗り自転車を購入する世帯に対して、その購入費の一部を助成する制度を導入するとお聞きいたしております。県内でレンタル制度や助成制度を実施されるという情報は、今のところ把握いたしておりません。どれくらいのお方が利用されるのか、利用に際しての安全性の問題、また維持管理費、保管場所の問題等、今の段階では研究課題として他市の動向等調査研究してみたいと考えております。

2点目の乗り方の安全対策の対応につきましては、幼児2人を乗せる3人同乗用自転車は、安全基準を満たす必要があり、現在製品化しているものもありますが、開発に向けた取り組みが行われているとのことであります。今後の普及並びに利用状況を見ながら、子供の安全確保の視点で3人乗り自転車の安全基準並びに保護者の安全利用に関する情報提供等、関係機関と協議、検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ①と②ですね、もう共通する形になりますけれども、まず、まだ研究課題というふうな今答弁だったですけども、具体的にその利用人数の問題とか、今後調査という答弁ですけども、その調査の方法というのはですね、具体的に何かこういう形で進めていくというのはお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この3人乗り自転車につきましては、サイクルショップなどをお訪ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、利用人数を直接どれぐらいニーズがあるのかというのを把握する上ではですね、私はもう保育所も直接調査の対象に加えるべきではないかなというふうに思うんですけども、以前子育て支援課のほうでそういった、3人乗り自転車の関係ではないですけども、別の資料、市長の選挙公約であった3人目の保育料無料の関係の資料をお願いしたときもすんなり出てきました、出てきましたというか、すぐに出していただくことができましたので、そういった部分では子育て支援課のほうでですね、把握可能だと思いますので、ぜひですね、利用状況、保育所のほうからもぜひ努めていただいて、あと、もし可能ならですね、市役所として対応するのがこのレンタル制度そのものを導入するのが難しいという場合ですね、今部長答弁ありましたサイクルショップですね、そういったところに、じゃあレンタル制度の導入、月単位のリース制の導入というのは行っていただくことはできないのかという、そういうところまでやっていただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 3人乗り自転車の普及状況の調査について、保育所、保育園等について状況を把握することは、これは所園長会議等でお願いをし、可能であろうと思っておりますので、そういう調査も行いたいと思っております。

レンタル制度、それから補助制度、これについて直接行政が行うのではなくて、サイクルショップ等を経由してというご提案でございますので、それも調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 調査研究の結果、いい結果が出ることを楽しみにしておりますけども、ぜひこの子育て支援策の部分では、特に今、エコという視点で自転車というのも見直されてきてますし、日常買い物とかスーパーに行かれるときに、そういった3人乗りの自転車に乗っておられる方も、そういった、何というんですか、3人乗りの自転車に改造じゃないですけど、乗れるようにして走っておられる方も見かけますので、一定市民の方にもですね、その要望、ニーズというのは私はあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいということを重ねて要望しまして、この2項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 情報教育の取り組みにつきましてご回答申し上げます。

情報化社会の進展によりまして、日常生活の中に情報通信機器が普及し、簡単に情報を入手したり発信することができるようになっております。学校での指導に当たっては、情報モラルを身につけ、情報手段として活用するとあります。携帯電話は、コミュニケーションの道具としても活用されていますが、使いこなすためには有益性と有害性の両面を知り、ルールやマナーを守ることが大切です。ご指摘のように、ネット上のいじめや架空請求詐欺、また犯罪や有害情報の問題などに巻き込まれるおそれがあります。そのため本市では、次の3点からトラブ

ルの防止に努めているところです。

まず1点目ですが、学校において情報モラルをしっかり指導することであり、学校においては、子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることなどを認識させ、言葉を通して的確に理解、表現したり、互いの立場や考えを尊重し、言葉で伝え合うコミュニケーション力を育成することが大切だと考えています。さらに、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報、プライバシー、人権侵害、著作権等に関して子供たちの発達段階に応じて指導をしているところでございます。

また、福岡県では、今年度から3カ年に分けて県内公立小・中学校の児童・生徒へボランティアや専門家の外部講師を派遣する児童・生徒の規範教育推進授業を実施することになりました。この中で、ネットによる誹謗中傷、いじめ防止は、毎年度実施するよう努めることとなっております。本市におきましても、市内全校で取り組むようにしております。

次に、2点目は、家庭との連携をとっていくために資料を配布したり保護者会で話し合ったりして情報提供や啓発を行っておりまして、未然防止の体制を十分強化することが重要であるというふうに考えているところでございます。また、万一ネット上に誹謗中傷の書き込みが発見された場合におきましても、警察などととも連携を図り、プロバイダー等への書き込み削除要請など迅速に対応いたしております。

3点目ですが、子供たちの携帯電話、インターネットにおける利用状況につきまして、各学校ごとにアンケート調査や聞き取り調査を実施し、実態の把握に努め、諸問題の解決に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、教育長答弁いただきましたけども、まずこの3項目めの冒頭にお伺いしますけども、昨年9月議会で一般質問した際にもですね、そういった子供たちを取り巻くインターネット環境の問題については質問させていただきましたけども、そのときに太宰府市内の小・中学校の校長が先生集まった会議の中では議論されているかということをお伺いしたけども、それ以降ですね、この1年間何らかの形で議論されたことはおありでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 大体毎月、市内小・中学校校長会を開催しております。開催に当たりましては、その都度その都度の課題がありますので、それが一つの議題となりますが、それ以外には先生方へのいろんな注意事項と、それから生徒指導の諸問題等につきましては、いつも議題として挙げております。その中に、このいじめの問題につきましては、特にアンケートその他の調査とか指導の問題とともに、現在ご指摘の携帯等によるいじめが非常に大きな課題となっておりますので、議題の一つとして挙げて協議しているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、福岡県の教育の今後の進め方というか、そういった答弁もいただきましたけども、ぜひ教育の中で検討していただきたいのが岩手県の取り組みですけども、岩手県では県の教育総合センターが携帯電話のそういったソフトを開発しまして、子供に携帯電話がどういうものかというのを直接認識させる学校教育っていいですか、出張講座を行っております。それで、実際にその携帯電話、学校の現場で持たせて、こうやって出会い系サイトつながった、こうやって架空請求が来るんだよというような、そういった一連の流れをですね、やっているそうなんですけども、ぜひですね、県教委にも、これは教育長のほうからぜひ持ちかけていただいいてですね、そういった形の対応策、岩手県のこのソフトを購入するのか、そういった形ですね、教育の申し入れをいいますかね、協議をしていただきたいなというふうに思うんですけども、私も実際にそういった身をもって体験するという教育の部分は大事なことなんじゃないかなと思うんですね。実際に小さいころストーブは熱いものだからやけどするからというようなことで、実際にストーブの上のところを一瞬ですけれどもちょっと触れさせて、それでストーブが熱いものだという、熱いから危険だから近寄り過ぎないというような、そういったことも認識することもあったんですけども、ぜひですね、そういった携帯電話のそういった有害な情報というものが恐ろしいものであるということ認識させる形ですね、何らかの教育を導入することで、結果としてそれが子供たちをそういったものから守ることになるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ福岡県の教育委員会とも協議していただきたいと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに言われましたように、体験を通してですね、学ぶということは非常に大事なことだと思っております。現に、先ほど気持ちを思いやる云々という話をしておりましたけれども、そういうことの指導の中には、例えばこうやって向かい合って話し合ったときの気持ちと、それから向かい合わなくて陰があつてですね、そのときの話している気持ち、そういうふうなことによって、ネットみたいな感じで、人がいないところでの情報の出し方、受けとめ方、また実際に書いたり書かれたりしたときの受けとめ方等々ですね、おっしゃるようなソフトとは直接的に違うようでございますけど、体験を通して物事を理解させようと、または問題点をどう解決していくかを考えさせようというような教育を行っているところでございます。

岩手県のソフトにつきましては、いい紹介をいただいたと思っておりますが、またほかのところともいろいろ情報を集めながらですね、よりよい資料があればそれを生かして指導に当たりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。特に今、教育長の答弁の中でも言われたけども、著作権の問題とかそういった部分も含めてですね、いろいろこの情報教育というのは、携帯電話、パソコン、インターネットのことかもしれませんけども、いろいろ多様なこと

を含む内容かなとも思いますし、今テレビCMが行われてますけども、多機能型の携帯電話と
いいですか、スマートフォンというような言い方しますけども、そういった中では指一本で簡
単にコピー・ペーストできて便利ですよみたいな、そういったことをうたっているんですね。
実際に子供がスマートフォン持つようなことがあるのかって言われたら、確かになかなかない
かもしれませんが、実際に私が小・中学校のころには辞書といえばこうやって本の辞書の
ほうでしたけども、今辞書というと電子辞書を持ってきてそういった学校でやっているとい
うようなこともあるようですから、当然時代、時代で進化していく部分でもあるかなと思いま
すので、今すぐ子供がそういったものを持たなくても、10年後持ってないという保証はありま
せんので、持っていることのほうが当たり前になっているかもしれませんので、そういった10年
先、20年先という部分まで見通してですね、教育の計画を立てていっていただきたいとい
うことを重ねて要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 一番眠たい時間ですが、これが終わりましたら休憩するんじゃないか
と思います。

通告いたしております項目は、上下水道料金の審議会について、また男女雇用機会均等法に
基づく女性管理職の職務登用及び職員の職務状況に関する勤務査定等について質問をさせてい
ただきたいと思っております。

第1点の太宰府市の水道料金が高いとして再三引き下げを要求しておりました。市民からも
強い要望が出ており、市長は地域懇談会などで水道料金の見直しを行い、引き下げを公約を行
っております。太宰府市の水道料金の引き上げは、消費税が3%、5%になった平成元年と平
成9年がありますが、平成10年6月1日に7.52%引き上げております。その結果ではありませ
んが、料金改定を平成10年6月1日に7.52%上げた結果、県下の中でも10番目に高い水道料金
になっております。今回市長は、下水道使用料も含め、審議会に諮問することになっておりま
すが、諮問内容として、白紙で諮問するのか、現在の水道料金体系として基本料、超過料金に
対し、また事業用も含めてですが、こういう内容や関連する下水道使用料も含めて見直しの検
討を審議会に諮問するのか、明らかにしていただきたいと思います。

太宰府市の水道料金の高さの原因の一つとして、福岡地区水道企業団への加入により、その
都度割り当てられ、配分率として今日まで水利権を確保してきました。皆さんもご存じと思
いますが、江川ダム、寺内、合所、現在は大半はそういう権利が直接ありますが、筑後大堰から
の水を浄水し、いただいております。それ以外に、海水淡水化等の権利があります。その後も
福岡地区水道企業団に加入している関係で、周辺の自治体のダム建設、そういう場合には必ず
関係自治体に水利権として負担が割り当てられるわけですが、今後大山ダム、五ヶ山ダムの配
分水量、分担金などが投資的経費として太宰府市の水道の負担になっていることは明らかであ

ります。

市民の方々は、水道を使えば使うほど上下水道料金が高いので、この近年の状況は一般家庭の水道使用状況は減少傾向です。一方、使っても使わなくても基本水量、これを受水経費、こういう状況を支払わなければならない状況です。水道事業法の関係で1日最大給水量を基本としているために、給水確保が行われております。それでも、太宰府市の上下水道会計は黒字になっております。人口急増などの増加が見込めない状況において、水利権の確保によってその負担の増大が予想されますが、市民の生活上水の確保は必要です。そのことはよく理解できますが、現在松川ダム日量最大4,000m³、大佐野ダム日量2,400m³、現在浄水場の給水事業を行っております。この経費が約1億円近くかかっており、これを見直すことによって市民の水道料金負担の軽減も考えることができるのではないかと思います。市長の回答を求めたいと思っております。

通告をいたしております次に、男女雇用機会均等法に基づく女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定について質問いたします。

職員総数に対して、現在太宰府市の女性職員は102名、全職員に対する割合は30%。そのうち102名中、女性の係長さんは10人で3%、女性の課長職5名で1.5%の状況ですが、閣議及び国会決議に基づいて平成13年、平成16年7月、平成17年の同じく7月、内閣総理大臣より男女共同参画基本計画が決定され、男女ともに輝く社会へと全国に通達がなされました。特に2020年までに指導的地位に占める割合が少なくとも30%になるよう女性の管理職登用を求めています。現況は5%以内です。政府は、男女共同参画都市宣言を地方自治体に求めています。全国で現在101の自治体、近隣自治体では筑紫野市、大野城市、那珂川町が、一般事業者も事業所で働く女性の方々も含め、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施しております。平成20年5月20日、法律第26号に基づいて地方自治体が実施すべき法律を守るべきではないでしょうか。余りにも太宰府市は女性管理職の少ない状況を、どのように今後対応しようとするのか回答を求めます。

2項目め、関連する通告をいたしております。職員の勤務査定について回答を求めたいと思っております。特に地方公務員に対する風当たりが強く、夏と年末も大幅に期末勤勉手当が引き下げられようとしております。平成21年8月25日、国会の開催前ですが、政府は閣議決定を解散前に公務員の期末勤勉手当を6月に続き12月の期末勤勉手当も職員給与見直し等含め、引き下げを人事院の勧告を受け、実施を決定いたしました。その上、地方自治体に対して構造改革の取り組みも求めています。その内容は、能力、実績に基づく人事管理を推進し、服務規則、公務員倫理確立を求めています。その内容は、勤務実績を給与に反映させること、昇級区分、勤務手当の成績率の適用に当たっては、給与構造の見直しを適切に実施すること、勤務成績に適切に評価するために公正かつ客観的人事評価システムの活用を行い、この制度を実施していない地方公共団体に当たっては早急に取り組むことなど、一方的な通達を行っております。国会解散前に公務員攻撃を行い、政府自身が不況対策を解決できず、国民の私生活を困窮に追い込

み、働く人たちのリストラ、合理化を推進し、結果が地方公務員に押しつけられることは筋違いだと思います。国の通達があっても、職員の勤務査定について市は行うべきではないと思いますが、市長の職員に対する思いを明らかにしていただきたいと思います。

あと、再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員）　ここで14時20分まで休憩します。

休憩　午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後2時20分

○議長（不老光幸議員）　市長。

○市長（井上保廣）　武藤議員の水道料金等審議会についてご回答申し上げます。

まず、水道料金も含め、どのように審議会に諮問するのかというふうなご質問でございますけれども、昨年の1月から行っております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中でも、この水道料金が高いというふうな声が市民の皆様方の共通したご意見でございます。なぜ高いのかというふうなことについてもお話をずっとやっております。太宰府市でございますけれども、地理的にも水源に恵まれてない地方公共団体でございます。そういった中で、従来の為政者もこの水の確保について今日まで努力してきた経緯がございます。従来から松川ダム、これ昭和42年にそういった開発をしております。大佐野ダム、この2つのダムと、水城と新落合の井戸水を有効に使った形で今日まで爆発的な人口増に伴って対応してきた経緯があるわけでございます。あわせて、1万1,900㎡ぐらいでございました。その人口増加の時期にどうしても水資源がないというふうなことで、渇水と言えば太宰府市というふうな形で今日まで来たところでございます。それ以降、為政者は、この水の確保をいかにするかというふうなことが至上命題でございました。そういったところから、平成に入りまして昭和53年以降もそうでございます。山神水道企業団あるいは福岡地区水道企業団等の他の団体から共同水処理といいたいまいしょうか、供給を、水を買うというふうな形でもって対応してきたところでございます。1日の今、太宰府市の供給水量でございますけれども、1万3,382㎡、1万3,000㎡ぐらいでございます。最大で1万6,000㎡ほどでございます。それまではどういった状況であったかといいますと、議員の皆様方もご承知のとおり、平成14年6月までは31戸以上を給水規制をしておいたというふうな状況等がございます。こういった水事情がございます。それから、もう一つ太宰府市の特性といたしましては、団地造成でもって成り立っております。新興住宅でございます。どうしてもダムよりも高い位置にあるということ。だから、一度ポンプアップして、そして配水するというふうな、どうしてもコスト高になっておるといふこと等がございます。

そういったこともございますけれども、歴代の市長、あるいは議員の皆様方の協力によりまして、何とか水の確保ができるようになったというふうなことでございます。福岡水道企業団、江川ダム、寺内ダム、合所ダムからの取水3,200㎡、あるいは鳴瀬ダムが900㎡、あるいは



海水淡水化施設等につきましても2,900㎥でございますけれども、いち早く本市については高い水でございますけれども、これを手を挙げて買っておるといふような状況等がございます。あわせまして、今の供給水量といたしまして、私どもは1万8,900㎥を確保いたしております。将来的には、大山ダム4,700㎥、あるいは江川、寺内、合所ダムの、あるいは五ヶ山ダムですね、これ合わせますと2,300㎥ほど確保できるようになりました。人口に直しますと、約8万人から9万人までは大丈夫だと。私は、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中で申し上げておりますのは、9万人までは水は大丈夫なんだと、そして、そういった今従来から水道給水に規制をかけておった関係上で、井戸水を使ってらっしゃるアパート等もございません。そういった世帯をいかに水道に切りかえていただくかというふうなことも、負担金の問題等々も一部見直しを行ったりしながら、この向上といたしまして、配水、市の水に切りかえてもらうような、そういった取り組みをしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

そういったところが水の事情でございます、今でいきますと2万3,000㎥までがこたえられるようになったというふうなこと、そういったところから、平成14年7月から規制をしておりますものをすべて取っ払っております。規制緩和を行ったところでございます。したがって、今は自由に水を使っただくと。一方では使っただく、節約もしなければなりませんけれども、使っただくことも大事だというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、ふれあい懇談会等々を行っておりますけれども、市民の皆様方については、今申し上げました高所にあるということ、真水を買っておるといふこと、そういったところから、原水からつくれば安くなるわけですが、多少割高になっておるといふようなことが主な理由なんですというふうなことを私は説明をしておるわけでございます。しかしながら、そういった見直しを図り、いかに供給する、配水する水を安く皆さん方にどうしたらできるかというふうなことを今日まで考えてきておるところでございます。

水道事業は、ご承知のように独立採算制の原則が基本でございます。ある一定の将来的な収支の予測を踏まえる必要があるというふうに思っております。そういった点から、全体的な料金を引き下げるといふことは私は困難であるというふうに思っておりますけれども、その中で太宰府市の現行料金の体系がどうなのかというようなことを見ました場合については、福岡市あるいは近隣団体の料金水準と比べまして、一般家庭用の料金が高いというようなことがございます。使用水量が大きいほど料金単価は低いという設定になっておりますので、全体的な収支バランスを保ちながら料金設定を見直すという手法、そして結果的にそういった手法でもってある一定の料金体系のところを安くすると、引き下げるといふような形での手法でもって、審議会に私の考え方はこう考えているけれどもどうでしょうかというふうな形で諮問をしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、下水道使用料につきましては、20㎥に当たりまして3,000円以上という国の指導がございます。これに対しまして太宰府市でございますが、3,100円となっております。今回の改

定見直しについては、水道料金の一部体系の見直しを行うことに焦点を当てて行いたいというふうに思っております。したがって、下水道使用料の見直しを行うと、今回あわせて行うというような考え方は考えておりません。

次に、松川及び大佐野ダムの浄水施設の見直しについてでございますけれども、平成25年度から、先ほども申し上げましたけれども、大山ダムの完成に伴いまして1日3,900m<sup>3</sup>の受水の増量が確定をいたしております。ご指摘のとおり、見直しを行う必要があるというふうに私も思っております。現在、平成25年度以降一定期間、浄水の運転の一部休止も含めて検討を行っておりますけれども、平成25年度まではいまして時間もございまして、いろんな角度から検証を行いまして、十分に検討を重ねて、適切な判断といえましょうか、市民にとって有利になるような、コストが安くなるような、そういった手法をもとに判断をしていきたいというふうに思っております。

なお、詳細につきましては、上下水道部長のほうから追って一つ一つの回答については行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「質疑を許可いただきたい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今大変前向きな回答を市長からいただいたんで、もう一度、ちょっと確認をさせていただいた後に上下水道部長に回答を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） じゃ、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ありがとうございます。

まず、市長、ただいま説明を受けましたが、とりあえず審議会にどのような方をお願いし、審議期間を回数をどういうふうにしてですね、そして結論、実施時期、どっちにしてもですね、これが今、市民の方が求めている内容と思うんですが、まず今までの長い経過を見まして、太宰府は水がなかったために苦勞もし、先ほど今、答弁いただいた内容はそのとおりです。ところが、やはりこの他の自治体と比較して高いという状況がありまして、初めて審議会をですね、するわけですが、先ほど言いましたように、平成10年から平成21年、はっきり言って高い料金体系が、はっきり言って10年以上続いておるわけですから、その間、経済的な問題もあったと思うんですが、ここの部分をまず諮問する以上、いつぐらいに結論を出したい、どいう方を審議員にしたいかを追加説明をいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 審議会の開始につきましては、この議会終了します9月、10月から始めていきたいというふうに思っております。

それから、これもいろんな角度から意見を聞きとうございまして、相当時間をとっていききたいというふうに思っております。平成22年、来年の、そうですね、3月、詳細については調整しておりますからまた聞かせましょう。私は大卒でいきたいと思っております。

平成22年度ぐらいの10月後半ぐらいに結論が出るように努力をしていきたいと。これは、議会の一部改正も含めた日程も含めて申し上げております。

それから、もう一つ追加して申し上げておきますけども、今日までの上水道の経過、私も総務部長し、助役し、行っておりましたけれども、相当の経費を圧縮かけているということです。ご承知だと思います。外部委託、浄水場等については直営では行っておりません。外部委託をし、そのことによって人件費を抑えてきておる。そのことが、今の積み重なった形の中で黒字のほうに来ておるといふことも市民の皆さん方、ご承知、ご理解をいただきたいというふうに思っております。従来は下水道があり、上水道があった。それぞれに企画立案あるいは工務係、企画係とあった。それを一つにいたしております、公営企業として。恐らくこれは、全国でも厚生省の法の改正がされてない前でありましたので、委託については、相当国のほうからもクレームがかかった、知りませんでしたから、そういった状況で動いていった経緯もありましたから。そういった、一つ一つの今日までの積み上げが、幾分か市民の皆さん方のために料金を落とすことができるというふうな状況になったということを追加して説明させていただいておきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 審議会の予定でございますけど、10月の中旬か下旬ぐらいから始めまして、一応5回程度を予定しております。メンバーにつきましては、8人を今のところ予定しております。メンバーの構成につきましては、今のところまだ白紙でございますけど、消費者団体、それから婦人会、あるいは自治会協議会、それから商工会、それから経営学を担当の大学の教授あるいは准教授、それから宅地建物取引業協会の筑紫支部の太宰府地区のほうから、あるいは税理士あたりを今のところ予定しております。12月いっぱいか1月の中旬ぐらいまでには審議会の答申をいただきまして、3月議会に条例改正案を提案したいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、それじゃあ上下水道部長にお聞きしますが、今市長から前向きの回答いただいたんですけどね、今もう太宰府ははっきり言って人口が8万人から9万人増えても水の供給は大丈夫だということは、それだけ、先ほど言いましたように松川と大佐野ダムの時代に水がなかった、近隣の水を買わざるを得なくなったと。本日皆さんに決算審査資料が配られておましてね、52ページですが、給水が、やはり自分のところで作った水だとかよそから買った水の料金が具体的に52ページにあります。やはりほかの水道企業団から買うことが、浄水されてきているわけですが、現実のところ、今まではこんな状況がありました。ところが、なかなか、いつも質問するたびに、太宰府の場合は、できれば歴史と緑、そういう文化財を守る自治体として余り高層化を望まない、景観保全をしていきたい、こういう状況の中でいつも担当部から説明を受けていたのは、マンションだと20戸、30戸ぐらいは水を使ってく

れるけど、一戸建ては1つのパイプに1戸という状況という中で、なかなか水が利用率が他の自治体と比べて悪いという説明を何度も受けてきました。ところが、特にこういう状況の中で景気が悪化する中で、今節水状況ですよ。使えば高いわけですから、水道も下水道も。データ見ますと、年々家庭の使用水量、下水道料金が下がっているという状況もあります。逆に余りにも権利を買い過ぎている、確保している、しかも先ほども言いましたように大山ダムや五ヶ山ダムの配分まで、もう本当は要らないんじゃないかな、返上するということができないのかどうか。今使っている、さっきも言っていたように、市長が、平均的に使っている水量は1万3,000㎥ぐらいで、最高で1万6,000㎥、ただし1万8,900㎥確保しているという、この差の問題ですよ。最大給水のとときに確保しなきゃいかんという水があるから、人口との関係がありますが、この権利をもうちょっと特別に太宰府は水が余るとるが少し減らしてもらうということを福岡地区水道企業団あたりをお願いするというのは難しいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） まず、今の状況でございますが、今、日量最大配水能力が1万8,900㎥、それは公称能力で、そのとおりでございます。ただ、1万8,900㎥の中には新落合と水城の地下水の2,000㎥が含まれております。現在、厚生労働省の認可をいただいているのは、その日量2,000㎥でございますけど、実質は1,000㎥出るか出ないかです。ですから、1万8,900㎥丸々今能力があるかといいますと、それよりも落ちます。それと、平成25年度、大山ダムの完成によりまして3,900㎥供給増になりますけど、今、松川浄水場が日量4,000㎥製造することができますが、ご承知のように昭和42年に供給開始しました松川浄水場の第1系統の設備がもう40年以上経過しております。第2系統が平成9年、平成10年、平成11年の3年間で更新工事を行いまして、今第2系統は更新工事10年経過ぐらいです。第1系統で2,000㎥、第2系統で2,000㎥、計4,000㎥製造できます。その第1系統を今、修繕、修繕で行っておりますが、こちらの将来的な経営からいたしますと、大山ダムが供給開始になりました平成25年には第1系統の更新事業は行わない予定にしております。ですから、その時点で平成25年で松川浄水場は一応供給能力としては2,000㎥を予定しております。ですから、大幅な水余りというのは、ちょっと予定できません。ただし、武藤議員さん言われますように、平成25年には大佐野浄水場あるいは松川浄水場どちらかを一定期間運転休止する状況は出てまいります。ただし、両方とも運転休止はできる状況ではございません。

ご質問の福岡地区水道企業団の大山ダムの権利3,900㎥を減量していただくことが可能なのかということでご質問でございますけど、今のところ3,900㎥あるいは筑紫野市、大野城市それぞれの構成団体が大山ダムの持ち分持っております分につきまして減量するということは、今のところちょっと困難でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） どの自治体もね、新聞でも報道されているように、ダムをつくった

ものの、権利はね、関係自治体が当然負担をするというか、建設費やその後の維持費の関係でダムが見直されようとしてますが、全くできてない、那珂川町の五ヶ山ダムの問題、それから遠く離れた鳴淵ダムの権利はもう今太宰府は取得しておりますし、大山ダムが平成25年といますとあと少なくとも4年ぐらい先、そういう今までの経過を見ますと、本当に10年、20年先の水利権をダムができる状況買っておったと。太宰府はそれだけ人口が増える予定であったが、6万7,000人というこの人口推移というのが余り大して変わらないんですね。昭和50年から平成元年ぐらいには急に人口増えましたけど、その後変わってない状況の中で、余りにも水利権を確保し過ぎて水が余るという状況。だから、そういう状況を含めて審議会に審議もお願いしなきゃいけないと思うんですが、やはり本当にね、審議員8名という形ですが、専門的な方をお願いするというか、財政的に詳しい方。審議員、今言われた方よりも、国の方針がどうなのか、将来の人口がどうなのか、太宰府はどういう状況の中で今後の未来のまちづくりをやっていくのかと。今まで同じような方々で専門知識のない方をですね、審議員にするんじゃないか、こういう実態であるという状況の中でどうすれば料金が引き下げられ、経費の削減に結びつくのか、市民のためになるのかという審議員を選ぶ必要があるんじゃないかなあというのは、やはり部長会など幹部会で審議をしていただきたいというふうに思います。

それから、やはり市長が言いましたように大佐野浄水場、松川浄水場を直営でやっておりましたが、運転管理については委託をし、その指導的な部門の職員は何人か配置をして経費の削減、以前水城や落合やですね、井戸まで掘って確保してきとったんですが、もうこの機能は余りもう必要もなくなってきた。こういう状況の中で、私は平成25年よりもその前に最低緊急事態のときだけに水を使うための水の生産をします。大佐野も松川ダムもとめてしまって、いざ給水しようと思ったときには赤水が出たりして飲めない状況の中で、最低の維持管理をするという方向を平成25年まで待たずにやっていただければ、少なくとも5,000万円ぐらいは経費は浮くんじゃないかなと思うんですよ。だから、その辺は担当部とも協議をして、最低今つくっている松川ダムの水も3分の1、大佐野ダムも3分の1ぐらいにして、維持だけをやっていくという。そうしないと、買った権利のほうの水利の水が入ってくるわけですから、使わなくてもその負担をしなきゃいかんわけですから、その見直しも含めた諮問もしていきたい、内部検討もしていただきたいと思うんですが、市長、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） ご質問のまず審議会のメンバーの方に専門的な方をということでございますけど、今回一応諮問をしようと思っております案につきましては、平成25年度以降、大山ダム、あるいは平成30年度の五ヶ山ダムが来ました以降の、要するに長期財政収支予測では、平成25年度以降1億8,000万円から2億円を超える赤字は見ております。ですけど、そこを見越して今回水道料金審議会に諮問する予定はございません。市民の方が水道料金が低い、家庭用料金をいかに下げられるか、それについての一応諮問でございますので、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年、結局これから先5年間ぐらいの料金をどうするのか、その後、そ

の間に一般家庭用料金をどこまで下げられるのか。平成25年度以降については、今言われました浄水場の一部を運転休止してどれくらい経費節減が成るのか。それと、福岡地区水道企業団に平成25年度から1億8,200万円ほど受水費の負担増が出てきますけど、その赤字幅をどれだけ埋められるのか。1つは、武藤議員が一番ご承知でございます、今水道事業の現金預金を約24億円持っております。その現金預金をどこまで落ちる、どこまで下げてまで一応今の料金の改正ができるのかというところで今回諮問いたしますので、平成25年度以降の長期財政収支予測までその諮問の中で審議いただければ最高なんですけど、そこまでを含んだところでの答申はちょっとこちらのほうとしては予定いたしておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） あなたと論議をするとね、数制的な問題と私といつもかみ合わんとよね。あなたが言うと、もうすぐ金がない、もう将来は支払いが出てくるというけど、権利を買うからこういう状況になるんだけど、市長さんとしては市民との触れ合いといろんな部分で、やっぱり太宰府の市民が水道が高いからぜひ下げたいと思うけど、勝手に、はい、下げますと言えない。だから、審議会を開いて見直しをしようとしている。ただし、あなたのほうの所管にしてみればね、それは水道事業に投資が大変必要でしょう。だから、そこはわかるんだけど、市長の考え方と、それから担当部の考え方も、そらあ私もよくわかりますよ。だから、どういうふうな形で将来のあなたが言うような平成25年の問題もあるでしょうし、水利権もあるでしょうし、どうしたらどうなるのかをね、市長の意向をあなたにやはり理解してもらうために質問しよるわけで、あなたの答弁聞いたったら、市長が水道料金を下げるのはなかなか難しいですよというふうに聞こえるんですよ。だから、市長さんがやろうとしていることについて、どう努力をしていただくのかが、やはり上下水道部長の責任だというふうに思っているんですが。しかも、1年かけて、私はもう来年の4月ぐらいにはね、条例改正してやれるかと思ったら、10月ということは、もう今からまた1年ですよ。料金のもし審議会が出てきたときに、1年先になるというのもまた長いなと思うんですが、もう少し早くできないかどうか。その辺、もうあなたちょっといいから、市長に伺う。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いつからというふうなことについては、めど、大枠の幹の部分私は申し上げました。議会があり、またいろんな意見を聞きながら、そして結論を出していくというようなことになりますから。これは、急いで行えば失敗もありますから、十分あらゆる角度から切り込んでいきたいというふうに思っております。そのめどが平成22年10月。前倒ししてそれ以前にできればしたいというふうに思っております。

それからもう一つ、平成25年までにいましばらく時間があるというふうに申し上げました。ちょっと申し上げましたように、今まで給水規制をしておった世帯が数多くあるわけでございます。アパート、集合住宅、そういった方々等については、この給水規制、加入負担金がある

もんですから、まだ切りかえられてないところもございます。まずもっては、安全な、安心して飲める市の水道に切りかえてもらうべく、やはり努力していくというようなことが大事だということに思っておりますので、この加入負担金の問題もあらゆる政策の中で軽減をしたいというふうな形も一つの手法として考えながら、選択肢の一つとしてとらえながら、拡大を図っていきたい。今が80%ぐらいですから、そういった方向も含めて行っていきたい。そして、この平成25年のいわゆる余っておるのは、これは理解してもらいたいのは、為政者はやはり安定供給、渇水の経験がありますから、また二度と同じようなことを市民に味わわせたくないというようなのが最大の考え方として今日の首長、その姿勢で来たと思います。私もそばにおりまして、その理解はできる場所です。この部分が余りにも市民の負担にならないような方法を平成25年までに講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう次から次に時間なくなるなあ。市長も前向きにということで、お金も24億円ぐらいありますし、いまだかつて赤字になったこともないし、下水道使用料については国の基準より100円高いという、消費税の分ぐらいちょっと下げてもらうために国の基準の100円ぐらいも値下げしてほしいなと思いますが、その辺審議会の中で市長の意向を明確にし、将来のですね、水も使ってくれと、どんどん水の利用が増えれば、なおより一層黒字になるわけですから、まずその辺を今後の審議会の中に出していただきたいと思います。

あと時間も少なくなりましたので、2項目めの回答いただきましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の男女雇用機会均等法に基づきます女性管理職の職務登用及び職員の勤務査定についてお答えを申し上げます。

太宰府市におけますところの女性職員の管理監督者への登用につきましては、男女共同参画を推進していております観点からも、性別にとらわれない育成でありますとか、あるいは能力開発等を目的といたします研修への積極的な参加でありますとか、あるいは女性が能力を発揮しやすい環境整備と、男性職員と対等な立場での管理職に臨むことができるように努めておるところでございます。

そうした中で、各自が職員としての資質、また能力の向上に努め、人事評価を導入し、実施していく中で、管理職としてふさわしい能力、判断力等々含めた能力でございますけれども、意欲のある職員には男女の区別なく私は登用してまいりたい、このように思っております。

詳細につきましては、総務部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） では、詳細のほうを私のほうでご回答申し上げます。

まず、女性管理職の職務登用についてであります。4月1日現在、全職員338名中102名、約30%に当たる女性職員が在職いたしております。そのうちの管理職として全体で41名に対しまして女性5名を登用しているところでございます。

その次に、管理職候補に当たります係長職としては62名おりました、うち8名の女性職員が登用されております。約13%程度になろうと思います。

本市では、太宰府市職員人材育成方針を策定しております、その中の総合的な取り組みといたしまして人材育成を掲げております。性差によります配置部署や業務経験に偏りが生じないよう、採用直後から計画的なジョブローテーションを推進しまして、幅広い業務経験の機会を付与するなど、職域拡大のさらなる推進に努めておるところでございます。

次に、職員の勤務査定についてであります、国におきましては一昨年の国家公務員法の改正によりまして、能力、業績に基づく人事管理の基礎となるものとしたしまして、新たな人事評価制度が導入され、現在試行がなされております。

また、地方公務員におきましても、一昨年5月に人事評価を盛り込んだ地方公務員法の改正案が国会に提出され、まだ継続審議されているところでございます。

本市におきましては、この人事評価制度につきまして、現在まで導入に向けた調査研究を行ってきております。今後職員研修や評価の試行を実施いたしまして、公平性、透明性、納得性に十分配慮し、職員の理解が得られる制度として構築を目指し、早期に導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、8名の部長職の中、女性職員が以前はおられましたが、部長職おりません。やはり課長職が何人もおる中で、課長から部長、一挙に係長から部長とかなるわけありませんしね、どう育成していくかというか。それと、やっぱり女性でないと対応できない職場も必要じゃないかなあと、子育て支援だとかですね、そういういろんな部分、しかも男女平等という法律があって、国が何度も通達を出してきている。それから、やっぱり一般企業についても、男女の格差をなくしなさい。問題もありますが、就職のときに年齢制限をかけるのもできないというような状況にもなっているようですが、やはりそういう状況の中で、太宰府も余りにも女性の課長職が少ない状況がありますが、内部の中で努力はいただけるというふうに受けとめていいでしょうかね、市長。ぜひ女性の管理職や女性の地位向上、男女平等をやっていただきたいというふうに思います。

それから、今総務部長が言いましたが、国がこういう公務員をふるいにかけるやり方、特に、いつも言うんですが、なぜこんなに公務員攻撃をするのかということですよ。給与表も物すごく段階的につくって、今度もまたいろんな給与の引き下げ、年末、民間との差はたった826円しかないんですね。それをそれ以下に下げさせようとする、国の人勸実施、こういう状況で、逆に残業すると高い料金を払いなさい、残業はさせなさんなという国の方針。そして、住居手当はできるだけ減額しなさい、廃止にやんなさい、いろんな手当はなくしなさいと、こういう状況の中で、職員に勤務評価を導入する。そういう人事評価は、研究して試行をし、理解を得てやりたいというのが今総務部長の回答ですけど、こういう内容は職員はどのように徹



底をしているんですか。それとも、まだ市長部局、総務部、部長職、課長職ぐらいの中で論議をしているのか。職員も含めてこういう勤務査定制度については、実施状況というか、職員との関係はどうされているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在の状況でいいますと、まだ部長職、課長職等を初め、まだ職員までおろす段階までは来ておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、地方公務員法の改正が予定されております。そしてまた、今年の人事院勧告の中でも、今おっしゃいましたように民間企業との格差に基づく給与の改定と、もう一つは先ほどご質問の中で述べられました給与構造改革としての大きな柱、そしてもう一つが高齢期の雇用問題ですけれども、そういう大きな柱としての人事院勧告をなされておりまして、これを導入ということが法律改正までなってくると、義務的にも発生してまいりますので、そのような時代の流れがあるということは事務セッションの中で組合とも話としては出してしておりますが、まだ内容の細かなところまでの詰めは行っておりません。今後これの試行及び定着に向けまして鋭意努力し、着々と進めていくというもまた語弊があるかもしれませんが、そういう時代の趨勢ということで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 人事院の勧告内容も大変長い部分とか給与表とかそういうものを見ておりまして、新たに出てきたのが、あなたもご存じだと思いますが、公務員の高齢雇用問題として平成25年まで65歳まで雇用も人事院勧告の答申の中に政府に求めているんですが、この内容もまだ内部だけの検討でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在再任用制度がございます。それとは違う、もう定年延長というような、遠い将来そうなるであろうという推測はしてはしておりましたけれども、それが人事院勧告の中で正式に出てきた、及び人事院の中でも研究会がもう動いてきておるということで、その辺の表面化してきたというのは現在の状況でございまして、まだこのことについて具体的にどうのこうのとして考えておる状況ではございません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただし、公務員も退職して、やはり65歳まで年金がもらえない状況がある中で、退職を民間も65歳まで求めておる関係で、公務員も65歳の部分について、当然昇級停止の問題があったりですね、退職金の支給制限がありますが、ある一定65歳までの定年制度を実現させるというのが、今度の人勧が政府が受け入れた解散前の閣議決定ですが、こういうものが最終的におりてくれば実施はせざるを得ないと思うんですが、今、今度の政府がどういうふうな形で方針出すかわかりませんが、職員が65歳定年制を政府から指示があれば実施をするというふうに受けとめていいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そのように今、解散前の政府のほうで閣議決定等されております。そして、新たな政権交代という時の流れで新しい制度が動いていくものと思いますが、マスコミ等の今情報として流れてくるのではですね、官僚人事の見直しということが今報道されております。高速道路の無料化でありますとか、補正予算の凍結というような問題と、もう一つ、官僚機構、もちろん国家公務員もそうですけども、その先にある地方公務員の成績と評価というようなものもこれから出てくるというふうに推測いたしております。そのような記事があちらこちらで若干出てきておるといところでございまして、そのような国の動きと、またそれを注視しながらですね、太宰府としてどうあるべきかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それと同時に、公務員人事管理に関する報告の骨子の中で、特に非常勤職員といますか、再任用も含めてですが、この非常勤職員の適正化の問題や身分の問題、雇用関係の部分まできちっとした明確なものが出てますが、これに対しても当然制度上職員と同じような仕事をしているわけですが、こういう身分の安定した対策を講ずることも求められますが、これにもやはり対応するということがいいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 総合的な人事制度といたしまして、国から示された制度等についてはそのように対応してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それから、国の給与体系表を見ておまして、ここは国ですからいろんな職種がありましてね、教育職員だとか研究職員だとか医療職員だとか福祉関係の職員、現業職員という状況で、国はいろんな部分があるわけですが、太宰府市の場合は行政職1、2だけなんですけど、これで大変な、給与の低い人はそのまま、ただし高い人というか、これは物すごく昇級も、それから期末勤勉も減額になるということになりますけど、この減額は前は3,000万円だったですかね。今回、これ、国が実施されると、どのくらいぐらい太宰府の職員の給与の減額になるのかの想定を最後あと残り4分ありますが、見込みは立っているのか、今から計算するのか、報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 前回0.2カ月分ですか、それで約3,060万円あたりの数字として出しております。たしか次は0.25カ月分ですので、余り変わらないような数字かなというふうに想定はいたしております。

えっ。

（19番武藤哲志議員「今度は夏よりもまだ引き下げ率が」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 夏が0.2カ月分で約3,000万円、トータルですね、3,000万円。今回の基

づきまして12月分で0.1分になりましたので2,300万円ぐらい。これを合算した数字で見ますと、年間0.35カ月ですので、合算すると5,300万円という数字に想定はいたしております。うち3,000万円が既に処理済みというふうにご理解いただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この昇級停止の関係でね、それから給与の引き下げも少し出てきているんですが、これは影響ないですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） はね返り分は若干あるかと思いますが、そこまでの細かな試算は出しておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） しかも、4月にさかのぼって遡及ってなっていますが、4月にさかのぼるのか12月だけで終わるのか。行政は4月までさかのぼる考えですか、国は4月まで遡及になっていますが、太宰府市は12月だけなのか。そうすると金額もまた違いますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的に不利益不遡及の原則がございますので、給料そのものは新しい給与表の適用された後になろうかと思っております。今回の期末勤勉手当の改正も、今回12月分だけまず改正して、来年の4月以降は、また来年度のトータルで年間月数は一緒ということでございますが、6月及び12月という形で、また違う数字にですね、トータルで同じ月数ということで処理される予定になっております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、公務員に対するそういう国がですね、給与の引き下げ、そういうものはより一層経済の不況の問題がありますし、市長、副市長、当然こういう問題が出てきましたら職員に理解を求めなきゃなりませんし、その努力をぜひしていただくということで、最後の確認にですね、人事問題については副市長が担当されているようですが、職員をやはりぴしっとしたこういう人勸、不当な人勸ですけど、職員に理解を求めるとするのはあなたの責任じゃないかと思うんですが、あなたの最後のちょっと回答いただきたいなあと。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 今回本当に民間との比較で公務員の給与が高いということで引き下げになると思います。本当に職員には断腸の思いでお話をしていかなければいけないと思いますが、その辺の理解を十分求めながら、議会のほうにも提出して、改正を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（19番武藤哲志議員「質問終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず、国分台地区の防災対策についてお伺いします。

去る7月下旬の大雨により市内各地で被害が出ましたが、国分五丁目のいわゆる国分台地区では、平成15年の豪雨災害のときと同じ山腹が崩落し、泥流が住宅街を襲いました。前回とは異なり、巨木や土石流による住宅の破壊や長期にわたる道路の遮断はありませんでしたが、これは平成15年の災害後に建設された治山ダムの効果であると思われます。しかし、上流2つの治山ダムは、既設、増設ともに土石で埋まっている上、崩落現場ではまだ大量の土石や倒木が山腹にかかった状態で残っています。再度大雨が降れば、これらの落下物がダムを乗り越え、住宅街を直撃することは明白であります。しゅんせつをするか、新たにダムを設けるか、対策が必要であると思います。お考えをお聞かせください。

また、この地区の雨水排水につきましては、平成15年の水害後、一部改善されましたが、最も大きな被害が出た上流部は、依然小さな径の導水管のみで、7月下旬の大雨では用をなしませんでした。新たな排水路を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

毎年大雨の時期、地元住民は眠れぬ夜を過ごしています。同地区における防災対策について、短期、また長期的に行うものそれぞれについて具体的にお示しください。

関連しまして、国分地域にある5カ所のため池であります。所有の実態、市と水利組合のそれぞれの管理内容、万一決壊して被害が出たときの責任、水難事故の責任について、あわせてお聞かせください。

次に、学校での国旗掲揚についてお伺いします。

先ごろの総務文教常任委員会による市内11校の学校視察では、屋外での日章旗の掲揚、降納のあり方がまちまちで、講堂正面の国旗の状態も汚れが目立つものがありました。国旗の掲揚、降納については、だれがいつ行っているのか。また、屋外、屋内それぞれの国旗購入、新設の時期をそれぞれ学校ごとに明示してください。

新学習指導要領では、道徳教育で愛国心をはぐくむことや国歌を歌えるよう指導することなどが明記されました。公教育で身につけるべき当然の指導内容と考えますが、学校の現場できちんとした国旗の管理を行うことがまずもって必要であると思います。教育長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 失礼しました。

国分台地区の防災対策についてお答えを申し上げます。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨によりまして、平成15年に被災いたしました箇所（箇所）の山腹崩壊が発生いたしました。また、新たに施工されました治山ダムにつきましては、土砂が治

山ダム堰堤上部までたまっている状態がございます。今回の集中豪雨時におきましては、既設及び新設の治山ダムの効果があらわれておると考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 国分台地区上流部の山腹崩壊に対する予防対策といたしまして、治山ダムの土砂をしゅんせつするか、あるいは新たな治山ダムを設けることにつきまして、現在県へ治山ダムの設置の要望を出しております。より安全な対策をお願いしているところでございます。また、治山ダムから山腹崩壊をしまして溪流部分につきましては、堆積しておりました流木等の撤去を完了しております。また、ご指摘の導水管でございますが、治山ダム上流部の山腹崩壊により雨水ますに土砂がたまらないようにすればですね、雨水管にはかなりの勾配がついておまして、既設雨水管の排水能力はあると考えております。この雨水管は、直径が45cmで、下流の奥の池に流入しておりますが、この管が道路の下だけではなくて宅地の下を通っている可能性が大きいことが調査によりわかりました。もしこの雨水管の途中で管が閉塞したりしますと、その後の雨水ルート確保が非常に困難になります。つきましては、新たな雨水管の改良または流入口をどうするかについて十分検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、国分地区にあります5カ所のため池の管理と責任についてでございますが、所有実態につきましては、1カ所が個人所有、3カ所が国分区所有、残りの1カ所については市所有となっております。市と水利組合のそれぞれの管理内容についてですが、個人所有の池については、その所有者が管理を行います。区及び市所有の池につきましては、ため池の水、草刈り等の管理は地元水利関係者をお願いをしまして、施設の改修につきましては市で行います。

万一決壊して被害が出たときの責任及び水難事故の責任につきましては、過失の形態によって責任の度合いが変わってまいりますので、その原因が何であったのかなど、ケース・バイ・ケースによるものと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） トータルでお話ししていきたいと思うんですが、その前にまず、この治山ダムと砂防ダムですね、ここにある分は全部治山ダムでいわゆる所管が違うわけですね。林野庁また農林事務所林務部門ですかね、または国土交通省土木部門ということで、そもそも建設の目的も違うということでそういうふうに聞いとるわけですよね。しかし、我々一般の住民とですね、見ると全く同じものと。やや砂防ダムのほうが大きいかなということで、水の管理、砂の下流への流出防止ということでしょうか。ただ、やはりどうしても納得いかないのが、現に平成15年にあれだけの土石があって、結局一部下に落ちたんですが、上の治山ダムでかなりの部分を食いとめることができた。そして、その後増設したところが今度いっぱいになって、それで助かった。ということは、もう3度目が来たら、じゃあどうなるかというの

は明白なことだと思うんですね。現場、見られたと思いますけれども、一番上ですね、あとまた草が生えるようなネットを打ち込みまして、かなりの流域、残った部分ですね、その約半分が今回崩落しております。残り半分が、まさに崩れ残ったという状況で張りついているんですよね。そして、溪流、いわゆるがけ崩れの中です、途中でやはり流木等がひっかかっとなります。今回下まで落ちてきてません。リングネットまでには至っておりません。

そういう中で、検討というふうなことは果たしかおっしゃったと思うんですが、やはりしゅんせつをするかですね、順番でいくともう一つ上ですか、もう一つ上につくるのかということまで含めて県へ要請されているのかどうか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、治山ダムの性質からいきますと、しゅんせつはほとんどしない状態でございまして、新たな治山ダムをつくる必要があるということで、県のほうにも要望を出しました。市のほうといたしましては、先月末にですね、文書で要望いたしまして、そしてまた改めて昨日でございますけども、自治会のほうから自治会長さん初め代表の方3名とですね、私ども、私と担当の課長で直接農林事務所のほうに要望書を持ってまいりました。そのときには、被害を受けた写真も、平成15年の写真もあわせてですね、示してきております。県のほうにおきましても、そのようなダブルでですね、太宰府市と、あるいはまた地域のほうから要望書をいただいておりますので、十分検討するというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） この治山ダムの件に関しましては県のご判断ということで、何としても行っていただきたいと思うんですが、部長のほうのお答えでもう一点、この45cmの管ですね、昔からあるこの管ですが、昨日撤去を行って、具体的には詰まらなければ大丈夫だというお答えだったと思います。前回何か説明会のときもそういうふうにおっしゃってあられましたが、実際はそうではないことはもう明白ですね。イメージでいくと、おふろの栓を抜くときのあの太さと、あれが逆なんですよ。おふろの面積の蛇口からあの逆のところに入るという、わかるかな、ひっくり返とうという意味で、上からのボリュームですね、とあれが受けれる量があれば入れるわけがない。実際に、あそこに確かに詰まったとき、市長来られて約3時間ぐらいですね、陣頭指揮されたということで地元住民非常に感謝しておるわけですが、実際市長があそこに近寄れたということ自体ですね、非常におさまった状況なんです。もうその以前の状態は、もうとても怖くて近寄れない状況です。ですから、あそこがあままでいいというのは、そらあだれもやっぱり納得しません。

それとですね、もう一つ、この45cmは確かに傾斜がついてかなりの、確かにたまらんで入るんですよ。しかし、今おっしゃられたように、あれ、住宅地の中入るとるんですよ。これ、もう地元じゃあ公然じゃない、ごく一部の秘密やったんですが、もう今はみんな知ってます。そして、これをこのまんま続けていくなら、どうなっているかわからんわけですよ。万が一

大規模な陥没等が起きたら、だれがどう責任とるのかと。市は知っていてそれをずっと続けたのかということにもなります。

そこで、やはりもう一つ管をですね、もう一つ東側ですね、東側のほうが大きな治山ダムできましたけれども、そここのところに大体60cmの径ですか、U字溝をずっとつくって、その奥の池ですね、さっき出ました。奥の池の東側のほうに至る道ですね。あそこで2軒と半分、半分と言うたら失礼ですけど、2軒はもう全壊ですか、大変な被害があったんですが、そこはこの60cmの径でかなりのもう改善がされてます。ですから、具体的名前をもう出していいと思うんですが、沖田さんとか西山さんですね、あその前の急斜面になりますが、あの道路にこの60cmの径のU字溝をつければまずは改善されると。しかし、じゃあそれをどこにどう持っていくかというのは大変な問題で、トンネルつくって奥の池持っていくのか、あるいはずっと道なりに下まで持っていくのかということになると、なかなか難しい面があるのはわかります。途中からまたどこか下のほう、経路等、まだ調査は終わったという報告は聞いてますが、具体的どこにどうなっているかの報告は受けてません。わからないところに水が落ち込んでます、ご承知と思いますが。その辺のところをどうするのか。要はとにかく具体的な水ですね。もうとりあえず台風はどうなるかわかりませんが、来年の雨季っていいですか、大雨まで若干時間がある。その間、何か対策をですね、具体的な対策を考えていただかないと、これはまたちょっと困っちゃうと。下のほう、全般の質疑の中で市長からもありましたけども、下のほうからやっていくということは、もちろんそうでありまして、公民館前ですね、道路のいわゆる陣ノ尾川の改修ですね、等含めまして、入り口の道路改良も予定されているということで非常に期待をしているんですが、まずはあその一番上の部分ですね、の水路の改善を何とかしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 地元との話し合いの中でも、議員さんおっしゃるとおりですね、やはりいろんな形で懸念をされておられまして、そういう要望を出されております。市のほうといたしましても、今後計画していかなければならないというふうな形で考えておるんですけども、実際どういうふうな形が一番いいのかという改修計画をですね、今現在ちょっと練りつつあるんですけども、今議員さんおっしゃったように分水方式が一番いいのじゃないかなというようにところで計画をしていこうというところで考えてます。といいますのは、まず一方に今、奥の池が流れてますけども、その分は通常の雨のときに農業用水として必要ですので、奥の池のほうに通常では流していくと。そして、一定の量を超えますと分水方式で別なルートに流れていく。一つの案といたしましては、先ほど議員さんおっしゃったように、60cmの管のほうに流していく方法もあるかと思えます。そしてまた、それを流しますと、今度は下のほうが狭くなりますので、やはり最終的には1 m50cmほどの大きな管が必要になってくるんじゃないかなというふうに思えます。といいますと、じゃあ上からやっていくとどうなるのかとなりますと、下のほうに無理がいきますので、当然これは下のほうからの改修が必要になってまいり

ます。そういうことから、今後の改修計画におきましては、分水方式も考えて、一つの案として、できるだけ早く結論を出して、その改正計画に向けて動きをかけていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 難しい内容ということはよくわかっております。ただ、あの大水害ですね、平成15年から丸々6年たっているけれども、結局そのままなんですよ。ですから、まずこの水の対策。確かに太宰府市が今のようになる前といいますか、いわゆる昔の宅造法で建てられた団地であって、当時としてそういうふうな開発等々にですね、どこまで責任があったかというのはもちろん別の問題だと思いますけど、現にそこに住民がおるんですよ。ですから、何とか知恵絞って頑張っていたきたいと思います。

もう一つ、ため池、国分5つあるんですが、みんな古いため池なんですけど、ここの簡単に言えば決壊したときと事故ですね。事故に関しては、隣の水城のほうで1回5歳ぐらいの子供が、これはネットの下くぐって行ってですね、水難ということで、かなりのいろんな裁判にもなりましてですね、ご承知と思いますが、国分でもやはり同じようなことがいつ起こるとも限らんということで、確かにケース・バイ・ケースではあります。しかし、なかなか民地も入るとるもんで、フェンスですね、さくも市につくってくれとなかなか言えないようなところですね、じゃあどうするのかということですが、ご承知のようにいわゆる農家も非常に高齢化進みまして、草刈りじゃの何じゃら、そういうのもなかなかもうできんようになってきているんですよ。今後ですね、このため池の管理ですね、万が一決壊したらじゃあどうするか。いわゆる雨が来そうだったら夜中でも起きていきんしゃって、くいをですね、ここのへそまで入って抜いた、抜いたという話なんです。いつまでこんなことができるかということになりまして、そういったところも含めてですね、市がやはり少しずつ加勢をしていただかないと、もうできないんじゃないかと。じゃあ農業やめてしまえと、もうため池も埋めて何かマンションか何か建ててしまえともし言うんだったらですね、はっきりそう言っていただきたいんですが、以前平成15年の後にですね、福岡市含む5市で、いわゆる御笠川、那珂川の流入、簡単に言うと上のほうで水をなるべくためてくれという話し合いがあったと思います。ありましたよね。あったと思うんですよ。その辺の話なんかどうなのかなと思うんですよ。福岡市がそりゃあ補助金出してくれるわけじゃないと。ねえ、そういうことですよ。ちょっと市長、その辺をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 水害を防ぐためには、やはりどういうふうな形が大事なのか。昭和20年、30年代は、ここは全部緑だったんです、もとの写真を見てもみたら。そこに山にまで上がって住宅ができた。あるいは田んぼがなくなった。緑がなくなった。そしたら、一気に水が御笠川に下に下に向かって流れると。だから、川があふれるという形になってますね。だから、それを防ぐ意味合いとしては、貯水池であるとかため池のあいたところを有効活用する



と。一時的に流れないように、フェイントかけていくといいでしょうかね、一時ためるという形のそういった役割を持たせていくというふうな意味合い。そういったところを説いていけば、個人所有であってももしかしたら市のほうの管理をお願いするというふうな形になるかもしれない。今の状況等を切に訴えて、やはり有効利用していくというふうなこと。少しでも水が一度に流れないようなすべを講じるということ。上流域の私どもの責任でもあるというふう

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 市長みずからの、いわゆる遊水池としての役割をはっきり認識しておられるということで、今後地域のですね、発展の経緯に合うような形でいろいろとご尽力ください。

じゃあ、1番目は終わります。

2番目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで15時40分まで休憩します。

休憩 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

○教育長（關 敏治） 学校での国旗掲揚についてお答えいたします。

新しい学習指導要領が平成20年3月に発表され、現在はその新しい学習指導要領への移行期でございます。今回の学習指導要領は、さきの教育基本法の改正や学校教育法の改正を受けて初めての改訂となっております。その中で、国旗・国歌の指導につきましては、児童・生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てることが重要であることから、社会科では国旗・国歌の意義を理解させ、諸外国の国旗・国歌を含めそれらを尊重する態度を育成すること、音楽科では国歌「君が代」を指導すること、また入学式や卒業式などでは国旗を掲揚し、国歌を斉唱するように指導することとされています。このことから、本市の学校における指導におきましても、これまでと同様にこの学習指導要領に従って適切に実施しているところでございます。

なお、ご指摘の管理についてですが、さきに述べたような指導を的確に行うには管理も必要です。私は、指導と管理は一体的なものにとらえておりますので、ともに適切に行う必要があると考えます。

国旗の掲揚状況などにつきましては、部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 国旗の掲揚についてご回答申し上げます。

屋外での掲揚は11校中6校が常時掲揚し、5校が運動会などの行事開催時に掲揚しておりま

す。また、国旗の掲揚、降納は、2校が児童が行い、9校が教頭及び用務員が行っており、掲揚は登校時に行いまして、降納は下校時でございます。

次に、購入新設の時期についてでございますが、屋外用は、その時々購入しておりますので、傷んだり汚れたりした場合には随時取りかえをしております。

また、屋内の新設設置に時期についてでございますが、現在設置しているものを学校別に申し上げますと、太宰府小学校は平成8年、太宰府東小学校は昭和59年、太宰府南小学校は平成10年、水城小学校は平成16年、水城西小学校は昭和60年、太宰府西小学校は平成11年で、国分小学校は昭和57年でございます。また、中学校は、学業院中学校が平成18年に、太宰府中学校が平成14年で、太宰府西中学校は昭和61年、そして太宰府東中学校が平成14年でございます。

今後とも委員会としましてはきちんと適切な指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ちょっと聞き取れなかったのと勘違いかな。水城西小が昭和60年、太宰府西小が平成11年の次、国分小は昭和17年って聞こえたような気がするが、平成17年ですよ。もう一回その辺。昭和57年。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 国分小学校でございますか。

（9番門田直樹議員「はい」と呼ぶ）

○教育部長（山田純裕） 国分小学校は、昭和57年でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 太宰府小、東小ですね、東小も、太宰府小はいいんだけど、昭和が東小と水城西小と国分小ですよ、それと西中。やはり幾ら何でも古いですよ。私、これら、全部じゃないけど見とるんですが、かなりしみがね、やっぱりどうしてついてね、非常にちょっと見づらい、見苦しいものがあると思います。一般質問で言ったかどうかちょっと記憶ないんですが、議員になってすぐに、まず1年たちませんが、卒業式、入学式に招待をされて、自分のね、近いところに行くんですが、ある中学校に行ったときにですね、びっくりしたのは、とにかくびっくりするぐらい汚い国旗でした。皆さん、きれいに校長先生もモーニング着てですね、立派なお話をされて、後ろには生徒が制作した立派な何かモニュメントみたいなのがあってですね、来賓の方々も、当時は市長、教育長、だれか部長さんも立派なごあいさつをされましたが、後ろにそういう物があると、みんな、これ平気なのかなというのにまずとにかくびっくりしたんですよ。そして、その後すぐに予算委員会じゃなかった、何かちょっと忘れましたが、これどうなっとるんかということですね、全協やったかもしれん、何か非常に議会のルールもまだよくわかっておりませんで聞いた記憶があります。善処するようなお返事をいただいたんですが、その1年後にその同じ中学校に行ったら、まだ同じものがあつたんですよ。非常にちょっと正直腹が立ちまして、かなり強硬にいろいろと委員会等で発言した記憶がありま

す。その後きれいになりました。それが、この中学校が、あっ、言ったらあかん、平成17年です。ですね。しかし、見るとね、昭和がまだありますね。この昭和59年もよく知ってます。それから、国分小の昭和57年、そうでしょうね、そんなもんで、これは、結局学校運営費、学校が予算、もう校舎、何かからかんからある中でやりくりして、そのつましいお金といいますか、何とかそれをできるできないということになるわけですか。ちょっとその辺、財源。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今、部長が答弁しましたように、国旗の状況によりましてですね、学校において適切な改修といいますか、そういうこともやっておるわけですが、何といいますか、体育館にはですね、例えば校歌額とか校訓額とか書とかいろんなものを掲示しているんですが、よっぽどのことがない限りおろさない、そういうふうな管理って言うとおかしいけど、そういうふうな取り扱いしてきた。国旗はですね、国旗と国歌につきましては、今いろいろ年数が出ましたが、平成2年の改正でですね、望ましいからするものとするとなりまして、どっこもするようになりまして関係で、背面に至るところへずっと設置してきちとしたという経緯があって、太宰府市も大体そのころにはどっこもそろったんじゃないかと思えます。ただ、その管理といいますか、それにつきましては、先ほど言いましたように、もう一回設置したものは体育館の場合余り動かさないもんですから、その慣習できたのかなという、今度この質問を受けてですね、そんなふうなことを感じたところでございます。部内でもですね、どういう状況かよく見て、それから固定されておりますのでね、それから国旗の横に大体校旗がついておりますので、国旗だけ変えるというのもまたおかしなこともあるかもしれないというようなことで、少し見させていただいて、先ほどつましいなかですけれども、できるだけ余り学校に負担かけないような形でできればと話しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） まあ、だと思っんですよ。だけど、非常にね、大事なものと思っんですよ。恐らくその学校でですね、寄附というのどうなのかと思っけれども、すぐに集まると思っんです、私は。体育館ということで、他の掲示物もあるというふうなことをお答えになられまして、そのとおりにんですが、もともとその体育館でなく講堂って言っっていたんですよ。講堂。そして、校長先生が毎週月曜日の朝ですか、演壇に立たれて、我々直立不動でその話を聞いていたという記憶があるんですよ。校長先生の後ろには国旗と校旗があったと、昔からですね。ですから、体育館というものに、何か何なのかなあというところがあるんですが、どうかすると、これは学校の体育館ではないんですが、日常的に国旗が掲揚されている場所から急に国旗が取り除かれ、要するになくなって、そして今まで元号、昭和、平成ですね、というものを使っっていたのがいきなり西暦になるとかということを見聞きしたと恐らくあると思っんです。なぜなのかというところが問題だと思っんですよ。だから、こういう質問しているんですよ。日本じゅうの至るところで、戦後この方ですね、いわゆる反日という、あるいは嫌日と

かという、それも日本人が。どこか日本人だということを、日本、国旗とか、そういうものをきちんと胸を張って示したり口に出すのはおかしいような空気があるんじゃないかなろうかというところに疑問を感じているわけです。

この視察のときですね、学校の自主性とかはもちろん認めます。しかし、あのときもいわゆる地図の問題ですね、北方四島がロシアの色になっているということでわあわあ言いましたが、やっぱり例えば守破離という言葉ご存じだと思いますが、守、保守の守ですね、守る、破る、そして離れる。つまり、まず基本をきちんとして、その上に個性をつくり、やがては一つの核に至るということですね。物事をやっていくときにはそういう順番だと思います。この守、保守ということがいかに大事かということです。我々は日本人ですから、日本人としてその国旗を誇りに思い、大事にするのはすごく当たり前のことだと思うわけであります。

言いたかったのはこれだけなんです、何ですか、最後にですね、これは直接には関係ないかもしれませんが関連するものとして一言申し上げたいんですが、今いきいき情報センターの2階で戦争と原爆展という展示があつてます。その内容は皆さん、まだあつてんのかな、ご自身の目で見られたらいいと思いますが、いろいろと戦争の惨禍と、そのいろんなありさまですね、文章とともに展示があります。ただ、その中にこういう一文があつた。天皇は、陛下じゃありませんよ、天皇は日本国民を見捨てて英米に助けを求めたといった内容のものがあります。これ、本当ですか。

ところで、教育長、この、ああ、教育長じゃないな、これは参考ということですが、これがですね、もちろん違います。皆さん、当然、前に座っている方は当然ご承知と思いますが、天皇はマッカーサーのところに行って、自分の命と引きかえに国民を助けてくれって言われたんですね。マッカーサーの回顧録にもあります。こういったですね、それは言論の自由です。弁論と表現の自由はあるけれども、公共施設ですね、そういったかなり政治的なものが展示されるというのは私は問題だと思う。しかし、そういうものの根っこにはですね、やはりそういうふうな学校とか公共施設とか、そういったところから、何か最近日の丸がない、あつても汚いなとかというところはね、大きな原因だと思う。ということで、ぜひその辺を留意して、今後とも学校のこと、教育長というのは、ちょうど学校教育では社長ですね。教育委員長が会長みたいなもんですよね。ですから、社長の腕を振るってください。

以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日9月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時53分

~~~~~ ○ ~~~~~